

# **独立行政法人労働安全衛生総合研究所の 平成20年度の業務実績の評価結果**

平成21年8月17日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1 平成20年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月に発足した研究所である。今年度の研究所の業務実績の評価は、発足にあわせ厚生労働大臣が定めた中期目標（平成18年度～22年度）の第3年度目における達成度について行うものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成20年度業務実績全般の評価

平成20年度は、2つの研究所の統合から3年度目となり、統合メリットをより一層發揮するために、清瀬地区の産業安全研究所と登戸地区の産業医学総合研究所の2研究所体制から、安全研究、健康研究、環境研究の3研究領域制に移行し、柔軟な組織体制を確立している。平成19年度に統一された清瀬地区と登戸地区の研究評価基準に基づく内部及び外部評価とその結果を踏まえた研究計画の見直しや研究予算の配分等が適切に機能しているほか、研究職員の採用についても、学際的な研究を推進する観点から安全、衛生及び環境3領域の管理職が同時に面接し、専門分野の能力はもとより、研究者としての将来的な発展性についても見極めた上で採否を決定している。

また、研究所は、労働者の安全及び健康の確保に資する調査研究や労働災害の原因の調査といった公平性・中立性の求められる重要な業務を担っており、調査研究については、行政のニーズ、社会的ニーズの把握に積極的に務め、研究成果が、労働安全衛生法関係法令、通達、ISO、JIS等の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制定・改訂等に貢献しており、研究所の限られた人的資源を考慮すると、大きな成果を上げているものと評価できる。

論文発表数は、目標を大幅に上回るとともに、学会等における受賞件数が大幅に増加する等、論文の質についても高い水準が確保されており、中

期計画を大幅に上回るものとして高く評価できる。論文等の研究成果の普及についても、機関誌「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」の全文を含め、社会的関心の高い情報、事業場で必要とするデータベースをホームページに掲載しており、その結果、ホームページへのアクセス数が倍増する等、中期計画を大幅に上回るものとして高く評価できる。

労働災害の原因調査等については、例年通り高いレベルで実施され、労働基準監督署および警察署から高い評価を受けている。特に、爆発・火災災害に関する高度な科学的知見を活かし、東京都内で発生した温泉施設の爆発といった、労働災害以外の分野であっても、社会的に影響の大きな災害に係る警察署からの鑑定にも応じている点等は評価できる。

さらに、労働災害調査等の迅速化や質の改善を積極的に推進していること、災害に関する情報を広く共有することにより再発防止を図るとする行政施策を支援するために新たに死傷病報告の分析等を実施したこと等も中期計画を上回るものとして評価できる。

これらを踏まえると、平成20年度の業務実績については、研究成果が国の基準等に反映されたこと、労働安全衛生に関する研究成果が国際学術誌やインターネットを経由して普及されたこと、行政からの労働災害の原因調査等の依頼に着実に対応したこと等、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2 具体的な評価内容

### (1) 業務運営の効率化に関する措置について

清瀬地区の産業安全研究所と登戸地区の産業医学総合研究所の2研究所体制から、安全研究、健康研究、環境研究の3研究領域制に移行し、柔軟な組織体制を確立している。

また、平成19年度に統一された清瀬地区、登戸地区の研究の評価基準に基づく内部及び外部評価とその結果を踏まえた研究計画の見直しや研究

予算の配分等が適切に機能しており評価できる。

その他、新たにプロジェクト研究発表会を開催し、成果等の普及や労働現場のニーズ把握に努め、また、研究管理システムについて見直し、充実を図り、研究の進捗状況のモニタリング、業績評価等に基づき適切な研究管理・業務運営に努めており、中期計画を上回るものと評価できる。

経費削減については、競争的資金、受託研究、そのほかの自己収入を増加させるとともに、業務経費は目標△5%に対して△16.7%となり中期計画の数値目標を前倒しで達成しているが、一般管理費については目標△15%に対して△6%にとどまっている。一般管理費の今後の削減計画については大部分を修繕費の繰延で対応するとしているが、これは必ずしも根本的な経費削減とはいえないため、その他の費用すべてについても見直しが必要である。

## (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

### ① 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

労働安全衛生重点研究推進協議会において、労働現場のニーズを踏まえ産業安全研究分野において研究機関が今後優先的に取り組むべき課題を重点4研究領域・24優先課題（案）として取りまとめている。加えて、シンポジウムの主催、研究交流会、業界団体との意見交換会、学会参加等、独立行政法人の特性を活用した多様な方法による労働現場ニーズの把握と業務への反映に努めており評価できる。

また、厚生労働省との意見・情報交換会、行政支援研究を実施し、行政ニーズの把握と業務への反映にも成果を上げており評価できる。

### ② プロジェクト研究、基盤的研究について

平成19年度から開始した政府長期戦略指針・イノベーション25に基づく5研究課題に加え、平成20年度からWHOのGlobal Occupational Health Network（GOHNET）研究に基づく研究課題の研究を開始する等、社会的要請の変化に機動的かつ柔軟に対応している。また、プロジェクト研究等の成果は労働安全衛生法関係法令の改正、通達の発出等、行政施策の基礎となる科学的知見として活用されてい

る。また、ナノ粒子のリスク評価、石綿の職業ばく露、統一的危険・有害性評価体系の構築等、労働現場のニーズを踏まえたレベルの高い研究が行われていることも評価できる。

しかしながら、G O H N E T 研究の一部については、外部評価において問題点を指摘されているものがあることから、改善が望まれる。その他、プロジェクト研究の成果の評価に当たっては、関連論文のインパクトファクター（他の研究者や雑誌等による引用数）を考慮に加えることが望まれる。

基盤的研究については、その一部をプロジェクト研究の萌芽的研究として実施し、若手研究者の育成に努めているほか、競争的資金による研究へと移行するなど研究の進展が見られ、また、研究管理として内部評価委員会が機能しており評価できる。

なお、基盤的研究の位置づけを、長期的な視点に立った研究としているが、その長期的視点の内容と個別課題の関連を外部から見えるように工夫することが望まれる。

### ③ 学際的な研究の推進について

3 研究領域制への移行により、労働安全と労働衛生の両知見を活用した研究を実施する等、学際的な研究推進体制が構築されている。

また、労働安全と労働衛生の両知見を活用し、小規模事業場における安全衛生リスク評価法や、統一的危険・有害性評価体系の構築等といった、産業安全と労働衛生の両分野の統合効果が具体的な研究テーマとして結実し始めたことは評価できる。

### ④ 研究項目の重点化について

プロジェクト研究への重点化を図るため、基盤的研究の課題数について中期計画を上回る削減を達成している。

なお、今後、基盤的研究の削減によってプロジェクト研究に研究リソースを集中化したことによる重点化の具体的な成果について、見守って行く必要がある。

### ⑤ 研究の評価の実施について

清瀬地区、登戸地区共通の評価基準に基づき、全研究課題の事前、中間および事後の内部評価を行うとともに、プロジェクト研究、イノベー

ション25研究及びG OHNET研究については、外部評価委員による事前、中間および事後評価を行っている。これにより、他の研究機関が行う研究との重複の排除や研究の進行管理、更には、人事、表彰、研究予算配分等の研究管理・業務運営にも反映しており評価できる。

しかしながら、外部評価の結果、「行政的・社会的貢献度」の評点が低い課題も見受けられたことから、このことに対する改善が望まれる。

## ⑥ 成果の積極的な普及活用について

調査、研究で得られた科学的知見については、労働安全衛生法関係法令の改正、通達等の制定・改正、ISOやJIS等の国内外の基準制定に活用されており、行政ミッション型研究所としての役割を果たす好事例であり評価できる。

論文発表数については、目標を大幅に上回り、また、学会賞の受賞件数も増加する等、論文の質も高い水準が確保されている。原著論文数が増加したことは、研究機関として重要なことであり高く評価できる。

研究成果の普及については、機関誌「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」の全文をはじめ、社会的関心の高い情報、事業場で必要とするデータベースをホームページに掲載しており、その結果、ホームページへのアクセス数が倍増する等、中期計画を大幅に上回るものとして高く評価できる。

## ⑦ 労働災害の原因の調査等の実施について

労働災害の原因調査等については、非常に労力を要する業務であり、件数的には昨年同様であるが、国民への貢献度において高いものがある。特に、原因の解明が困難な調査、鑑定等について、科学的根拠に基づき原因の特定を行い、労働基準監督署及び警察署から高い評価を受けたことは評価できる。

また、死傷病報告の全体の分析は個々の労働災害の調査分析と両輪をなす重要なものであり、これに取組めたことも評価できる。

## ⑧ 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進について

我が国における今後の労働安全衛生研究の指針となる安全衛生重点研究領域・優先研究課題の策定を行っているほか、年6回発行した国際学術誌「Industrial Health」において投稿論文数もかなり増加する（投

稿論文数前年度比39%増、欧米からの投稿が25%以上)など着実に成果を上げており高く評価できる。

また、7大学との連携大学院協定に基づく活動や非常勤講師の派遣等、大学との連携強化、若手研究者の受入、労働安全衛生機関への協力・支援に努めていることは評価できる。

その他、ナノマテリアル・石綿等、これらの物質による生体影響と予防対策に関する緊急性の高い分野において、世界的な研究拠点である大学・研究機関と新たに2件の研究協力協定を締結し、国際共同研究を推進している。さらに、研究員の派遣、受入数は、中期目標の数値目標である20人を大幅に越えて49人の実績をつくり、共同研究の実施状況も増加し、全研究課題に占める割合は39%と目標の15%を大幅に越えており、労働安全衛生分野における中心的機関として、同分野における研究を振興し若手研究者等の育成を図る観点から評価できる。

### (3) 財務内容の改善等について

#### ① 運営費交付金以外の収入の確保について

運営費交付金以外の収入の確保については、競争的研究資金、受託研究費等の獲得に努め、いずれも前年度より増額させている。また、研究施設の有償貸与、著作権等による自己収入も大きく増額させており評価できる。

#### ② 予算、収支計画及び資金計画について

経費節減の努力の効果は現れており、業務経費は目標△5%に対して△16.7%となり中期計画の数値目標を前倒しで達成している。しかしながら、一般管理費については目標△15%に対して△6%にとどまっている。一般管理費の今後の削減計画については大部分を修繕費の繰越で対応することとしているが、これは必ずしも根本的な経費削減とはいえないため、その他の費用すべてについても見直しが必要である。

#### ③ 人事に関する計画について

研究職員の採用に当たっては、公募による選考を適切に実施している。

また、昇任、昇格等の人事管理を評価基準に基づき、公平、適正に行

い、人件費総額の節減、給与水準の適正化に努めている。

なお、人件費の削減については、目標△5%に対して△2.25%の削減率にとどまっている。中期目標期間の残り2年間の削減計画が具体的に策定されている（平成22年度末までに定年退職16名、任期付職員で補充等）ことから、これらを確実に達成していくことが必要である。

#### （4）その他業務運営に関する措置について

研究所は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合することとされており、統合による研究のシナジー効果を上げるために方策について検討を行うなど、これに向けた準備作業にも意欲的に取り組んでおり評価できる。

#### （5）「独立行政法人整理合理化計画」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）等への対応について

##### ① 財務状況について

運営費交付金については、93.4%執行されており、特に問題ない。

当期利益は14.3百万円を計上しているが、主たる利益の要因である政府受託収入等については人件費の適正な配賦を行ったならば利益は生じないと推定されることから目的積立金の申請を行わないとしている。しかしながら、受託研究収入の額が増加傾向にあることから、毎期適正に配賦計算を行い、目的積立金申請にふさわしい利益が出ていないことについて明確に確認すべきである。

なお、研究所においては、繰越欠損金は発生していない。

##### ② 保有資産の管理・運用等について

研究所は、前身である産業安全研究所及び産業医学総合研究所が平成13年に独立行政法人化した際に国等から事業に必要な資産だけを承継して事業を開始しており、現時点では不要な保有資産はないものと判断する。

##### ③ 人件費管理について

事務職のラスパイレス指数が平成19年度は100を大きく超えていたのに対し、平成20年度では95.1と低減されている。研究職の平成20年度については92.2となっており、これも適切に管理されているものと評価する。

今後とも、国民の理解が得られる適正な給与水準の維持に努めることが望まれる。

#### ④ 契約について

契約全体の中で随意契約の占める割合（件数10.3%、金額13.2%）や一般競争入札の中の1者入札割合（件数53.9%、金額60.0%）は平成19年度に比べて改善している。しかし、依然として1者入札の割合が高いことについては更なる改善の努力を継続するとしているが、具体的な方策の提示が望まれる。

#### ⑤ 内部統制について

利益相反審査・管理委員会規定を整備したほか、動物実験において厳正な研究倫理審査を行う等、公正で的確な業務の推進を目指した多面的な活動が行われている。

また、研究所のホームページに不正通報窓口を配置し、研究所外部からの通報をメールで受け付けられるようにしており、概ね中期目標に沿った実績を上げているものと評価する。

#### ⑥ 中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組について

研究所は、独立行政法人労働者健康福祉機構との統合（平成22年度末までに措置予定）が予定されており、現在、共同研究の推進や管理業務の統合等、組織・業務の見直しの検討を進めている。

#### ⑦ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

業務の効果的・効率的推進を図るとともに、人件費や業務経費等のコスト管理を推進するため、研究所の運営会議において分析・評価され、必要な措置を講じている。

#### ⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事の行った財務諸表（連結財務諸表を含む。）の検討点及び業務運営上の検討点について説明を受け、これら検討点も踏まえて（個別評価事

項）について評価を行っている。

#### ⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、研究所の評価の際に国民の意見を反映させるため、研究所の平成20年度業務実績報告書について、平成21年7月8日から8月7日までの間、パブリックコメントを実施しているが、研究所への国民からの意見は提出されなかった。このため、研究所の評価に当たっては、研究所からの提出資料、ヒアリング結果等を基に実施した。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(1)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績
第 2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るために、次の措置を実施する。  (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。	第 1 業務運営の効率化に関する措置 1 効率的な業務運営体制の確立 平成19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、労働者健康福祉機構との統合に向けた準備に着手する。 中期計画で指定されている業務を柔軟かつ効率的に遂行するために業務責任者を適材適所で任命し、業務遂行の迅速化と業務改善を図る現行の運営体制を引き続き進め、また、役員業務との調和を図る。 イ 研究管理の一元化 産業安全分野と労働衛生分野に関する研究企画調整業務の一元化を引き続き進める。同様に、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務それぞれに関する安全、衛生分野の一元化を進める。 ウ 人材の登用 研究員の採用は、多角的で柔軟性の高い任用に努める。原則として公募による選考とし、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い人材の任期付の採用に努める。 エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 清瀬、川崎両地区の総務部門の業務の一元化を進める。 オ 業務・システムの最適化 所内各種文書について、効率	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画(以下「中期計画」という。)に基づき平成20年度計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、インターネットにより公表した。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制の実現と見直し ・ 柔軟で効率的な組織運営を図るため、清瀬地区の産業安全研究所及び登戸地区の産業医学総合研究所の2研究所長中心体制から、安全研究領域、健康研究領域及び環境研究領域の3研究領域長中心体制に改め、機能強化を図るとともに、情報の伝達や意思決定を迅速かつ効率的に行えるようにした。 ・ 國際情報・労働衛生研究振興センターを國際情報・研究振興センターへ組織改正し、安全研究領域も含めた最先端の研究情報の収集と発信及び研究振興の拠点として再編整備した。 ・ 労働者健康福祉機構との統合に向けた準備作業を行うため、厚生労働省との打合せ会議を開催し、統合後の研究事業の位置づけ、研究の実施内容等について意見交換・検討を行った。また、労働者健康福祉機構との間で、統合による研究のシナジー効果を上げるための方策や事務処理の総合化等について意見・情報交換を行った。 ・ 中期計画の24の評価項目等の業務運営を適正かつ的確に遂行するため、前年度に引き続き、清瀬・登戸両地区に項目ごとの業務担当者を適材適所に配置し、両地区が一体となって業務を推進した。  イ 研究管理の一元化 ・ 清瀬・登戸両地区の研究企画調整部の合同部会を毎月開催し、研究業務の一元的管理を実施した。また、前年度に統一した清瀬・登戸両地区共通の評価基準に基づき、両地区合同の内部評価会議及び外部評価会議を開催した。 ・ 労働災害調査分析センター(以下「労災調査センター」という。)及び国際情報・研究振興センターにおいて、それぞれ清瀬地区及び登戸地区の合同部会を必要に応じて開催する等により業務の一元化を進めた。 ・ 公正かつ適正な研究が実施されるよう、利益相反審査・管理委員会規程、動物実験審査委員会規程等の所内規程を新たに制定するなど、研究管理システムの整備を進めた。  ウ 人材の登用 ・ 研究者人材データベース(JREC-IN)及び大学病院医療情報ネットワーク(UMIN)への登録、80を超える大学への公募案内の通知、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員の採用活動を行った。 ・ 前年度に採用内定した5名を平成20年4月1日付けで採用するとともに、平成20年度の公募に応募した20名の中から、平成21年1月1日付けで2名を任期付研究員として採用した。また、女性2名を含む3名を平成21年4月1日付採用予定者として内定した。 ・ 1月1日付け採用の2名及び平成21年4月1日付け採用を内定した3名のうち4名は、博士号取得者(医学2名、獣医学1名、人間科学1名)であり、今後、健康研究領域、環境研究領域において即戦力としての活躍が期待されるものである。 ・ 平成17年度に任期付きとして採用した研究員について研究所内審査を行い、平成20年度に任期を付さない研究員として採用した。  エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 ・ 総務部・研究企画調整部打合せ会議により、総務部長が清瀬地区のみならず登戸地区の総務部業務を総括し、同様に総務課長は登戸地区のみならず清瀬地区の総務課業務を総括する業務体制への一元化を強力に進めた。 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」の編集業務を国際学術誌「Industrial Health」と同じように外部委託した。
イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。	イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。		
ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるように工夫すること。	ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。		
エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。	エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。		
オ 業務・システムの最適化	オ 所内各種文書について、効率		

を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。	的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。	文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進し、両研究所の文書の統一化を引き続き進める。 テレビ会議の導入の検討を進める。	オ 業務・システムの効率化 ・ 業務の効率化及び経費の節減を図るために、平成19年度末に導入した清瀬地区と登戸地区の間でテレビ会議システムを活用し、内部評価会議のほか、各種会議・打合せをテレビ会議により行った。 ・ 業務の効率化を進めるため、清瀬地区と登戸地区で別様式になっていた決裁文書の統一化を図るとともに、清瀬地区における電子決裁システムの導入について検討を進めた。							
評価の視点等	【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	自己評価 A	評 定 A							
<p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究所の組織体制を効率的かつ柔軟なものとし、適宜見直しを行っているか。</li> <li>・ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築しているか。</li> <li>・ 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。</li> </ul> <p>(政独委・評価の視点事項 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究員の採用に当たり、広く資質の高い人材を求めるための工夫を行ったか。</li> <li>・ 研究所の統合に伴い、調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ったか。</li> <li>・ 業務・システムの最適化と電子化による効率的な業務運営体制の確立を図ったか。</li> </ul>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>柔軟な組織体制の確立、企画調整業務等の一元化、業務・システムの最適化等を中期計画どおりに進めていることに加え、整理合理化計画に盛り込まれた(独)労働者健康福祉機構との統合への対応等新たな課題について積極的に取り組んだ。</p> <p>実績:○ 3研究領域体制の機能強化、国際情報・労働衛生研究振興センターの改組、(独)労働者健康福祉機構との統合に向けた検討等を行った。(業務実績ア参照)</p> <p>実績:○ 3研究領域体制の機能強化、研究企画調整業務等の一元化を推進した。(業務実績ア・イ参照)</p> <p>実績:○ (独)労働者健康福祉機構との統合に向けて、管理業務の統合や共同研究の推進等について検討を進めた。(業務実績ア参照)</p> <p>実績:○ 研究者人材データベース(JREC-IN)への登録等、資質の高い人材を確保するための工夫を行った。(業務実績ウ参照)</p> <table border="1" data-bbox="809 1291 1699 1358"> <tr> <td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr> <tr> <td>応募者数</td><td>17</td><td>24</td><td>20</td></tr> </table> <p>実績:○ 和文学術誌「労働安全衛生研究」の編集業務を外部委託化した。(業務実績エ参照)</p> <p>実績:○ テレビ会議システムの活用促進及び電子決裁システムの導入検討等を行った。(業務実績オ参照)</p>		H18	H19	H20	応募者数	17	24	20	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>2研究所体制から3研究領域体制に移行するなど柔軟な組織体制の確立、資質の高い人材の登用、企画調整業務等の一元化、業務システムの最適化等効率的な業務運営に取り組むとともに、独立行政法人労働者健康福祉機構との統合に向けた準備作業にも意欲的に取り組んでおり、中期目標を上回るものと評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柔軟な組織体制の確立、資質の高い人材の登用、企画調整業務等の一元化、業務・システムの最適化等を進めた。</li> <li>・2研究所の統合後に研究所長体制を廃止できた事は評価できるが、統合後として少し遅くないかと考えるが、経過からして致し方ない部分もありAとする。</li> <li>・2研究所長体制から3研究領域長中心体制への移行をベースに、研究管理の一元化、テレビ会議システムの活用などによる効率化、さらに独立行政法人労働者健康福祉機構との統合に向けた準備作業と、難局を乗り切るための意欲的な取り組みは高く評価される。</li> <li>・電子化等効率化の進展が認められる。</li> <li>・研究所の統合による距離的弊害を越えて3研究領域体制による業務の一元化等に取り組んでいること。</li> <li>・統合3年目となり、組織としての統合効果が随所で見られるようになった。柔軟な組織体制の実現と効率的な業務運営に関し、平成20年度は中期計画を上回る成果があった。</li> <li>・産業安全研究所と産業医学総合研究所の統合後における業務運営体制を、2所長中心から3研究領域長中心としたことで、学際的研究が展開された点および若手中心の人材登用に成功したことなど、成果を生んでいる。また、和文学術誌を外部委託することにより研究員の研究時間を増やすなど運営の効率化を評価してA評価とする。</li> </ul>
	H18	H19	H20							
応募者数	17	24	20							
を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。	的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。	文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進し、両研究所の文書の統一化を引き続き進める。 テレビ会議の導入の検討を進める。	オ 業務・システムの効率化 ・ 業務の効率化及び経費の節減を図るために、平成19年度末に導入した清瀬地区と登戸地区の間でテレビ会議システムを活用し、内部評価会議のほか、各種会議・打合せをテレビ会議により行った。 ・ 業務の効率化を進めるため、清瀬地区と登戸地区で別様式になっていた決裁文書の統一化を図るとともに、清瀬地区における電子決裁システムの導入について検討を進めた。							
評価の視点等	【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	自己評価 A	評 定 A							
<p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究所の組織体制を効率的かつ柔軟なものとし、適宜見直しを行っているか。</li> <li>・ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築しているか。</li> <li>・ 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。</li> </ul> <p>(政独委・評価の視点事項 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究員の採用に当たり、広く資質の高い人材を求めるための工夫を行ったか。</li> <li>・ 研究所の統合に伴い、調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ったか。</li> <li>・ 業務・システムの最適化と電子化による効率的な業務運営体制の確立を図ったか。</li> </ul>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>柔軟な組織体制の確立、企画調整業務等の一元化、業務・システムの最適化等を中期計画どおりに進めていることに加え、整理合理化計画に盛り込まれた(独)労働者健康福祉機構との統合への対応等新たな課題について積極的に取り組んだ。</p> <p>実績:○ 3研究領域体制の機能強化、国際情報・労働衛生研究振興センターの改組、(独)労働者健康福祉機構との統合に向けた検討等を行った。(業務実績ア参照)</p> <p>実績:○ 3研究領域体制の機能強化、研究企画調整業務等の一元化を推進した。(業務実績ア・イ参照)</p> <p>実績:○ (独)労働者健康福祉機構との統合に向けて、管理業務の統合や共同研究の推進等について検討を進めた。(業務実績ア参照)</p> <p>実績:○ 研究者人材データベース(JREC-IN)への登録等、資質の高い人材を確保するための工夫を行った。(業務実績ウ参照)</p> <table border="1" data-bbox="809 1291 1699 1358"> <tr> <td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr> <tr> <td>応募者数</td><td>17</td><td>24</td><td>20</td></tr> </table> <p>実績:○ 和文学術誌「労働安全衛生研究」の編集業務を外部委託化した。(業務実績エ参照)</p> <p>実績:○ テレビ会議システムの活用促進及び電子決裁システムの導入検討等を行った。(業務実績オ参照)</p>		H18	H19	H20	応募者数	17	24	20	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>2研究所体制から3研究領域体制に移行するなど柔軟な組織体制の確立、資質の高い人材の登用、企画調整業務等の一元化、業務システムの最適化等効率的な業務運営に取り組むとともに、独立行政法人労働者健康福祉機構との統合に向けた準備作業にも意欲的に取り組んでおり、中期目標を上回るものと評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柔軟な組織体制の確立、資質の高い人材の登用、企画調整業務等の一元化、業務・システムの最適化等を進めた。</li> <li>・2研究所の統合後に研究所長体制を廃止できた事は評価できるが、統合後として少し遅くないかと考えるが、経過からして致し方ない部分もありAとする。</li> <li>・2研究所長体制から3研究領域長中心体制への移行をベースに、研究管理の一元化、テレビ会議システムの活用などによる効率化、さらに独立行政法人労働者健康福祉機構との統合に向けた準備作業と、難局を乗り切るための意欲的な取り組みは高く評価される。</li> <li>・電子化等効率化の進展が認められる。</li> <li>・研究所の統合による距離的弊害を越えて3研究領域体制による業務の一元化等に取り組んでいること。</li> <li>・統合3年目となり、組織としての統合効果が随所で見られるようになった。柔軟な組織体制の実現と効率的な業務運営に関し、平成20年度は中期計画を上回る成果があった。</li> <li>・産業安全研究所と産業医学総合研究所の統合後における業務運営体制を、2所長中心から3研究領域長中心としたことで、学際的研究が展開された点および若手中心の人材登用に成功したことなど、成果を生んでいる。また、和文学術誌を外部委託することにより研究員の研究時間を増やすなど運営の効率化を評価してA評価とする。</li> </ul>
	H18	H19	H20							
応募者数	17	24	20							

## 労働安全衛生総合研究所 評価シート(2)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。	(2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。  イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。  ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。	(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し 調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し評価する研究管理システムの構築を引き続き進める。  イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 構築した評価システムにより研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。  ウ 研究職員の業績評価 研究業績、対外貢献(行政貢献を含む)、所内業務、及び独立行政法人の運営に際し必要な諸業務を適切かつ総合的に評価する。	(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し ・ 内部・外部研究評価会議、運営会議、業務会議及び研究討論会(TM)の各研究管理システムに加え、研究管理の更なる促進を図るため、外部関係者の意見・評価を研究業務の改善につなげる観点から、新たにプロジェクト研究発表会を開催した。発表会では、プロジェクト研究、イノベーション25研究及びGOHNET研究の19課題について発表を行った。 ・ 清瀬地区及び登戸地区の研究企画調整部の合同会議を毎月開催し、研究業務の定期的モニタリング、進行管理を行った。  イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 ・ 各研究グループ会議における研究進捗状況の報告、プロジェクト研究責任者及び研究グループ長による研究進捗状況の業務会議への報告、3領域長による研究進捗状況の運営会議への報告等により、研究実施状況を把握し、研究及び業務の的確な推進を図った。 ・ 内部評価会議等において労働災害の原因の調査(以下「災害調査」という。)等の進捗状況の報告を求め、その進行管理を行い、平成20年度に依頼のあった災害調査14件のうち、12件について厚生労働省等へ報告を行った。  ウ 研究職員の業績評価 ・ 前年度に統一した清瀬・登戸両地区の研究職員の業績評価基準に基づき、研究職員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)、④独法貢献(中期目標達成等に対する貢献)の観点からの業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等による第1段評価、領域長による第2段評価、役員による第3段評価の3段評価システムとした。また、評価結果については、部長等への昇格・昇任人事等に反映させるとともに、評価結果に基づく優秀研究者表彰(2名)及び若手研究者表彰(3名)を行い、モチベーションの維持・向上に役立てた。
評価の視点等 【評価項目2 内部進行管理の充実】  [数値目標] [評価の視点] ・ 研究所の統合による研究管理システムの構築・見直しがどのようになされたか。  ・ 業務の進捗状況が組織的かつ定期的にモニタリングされているか。  ・ 業務の進行状況のモニタリングを踏まえた改善措置が研究管理及び業務運営に適時かつ迅速に反映される仕組みが整備されているか。また、その仕組みが適切に機能しているか。 ・ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価が行われているか。	自己評定  (理由及び特記事項) 研究管理システムについては、不断の見直しを行い、年々これを充実させるとともに、同システムにより把握した研究実施状況を研究管理・業務運営に適切に反映させている。  実績:— 昨年度までに構築してきた研究管理システムに加え、外部関係者の意見・評価を研究業務の改善につなげる観点から、新たにプロジェクト研究発表会を開催した。(業務実績ア参照)  実績:○ 各階層における研究進捗状況報告により、業務進捗状況、予算執行状況等を定期的にモニタリングしている。(業務実績イ参照)  実績:○ モニタリングの結果を踏まえ、研究計画や予算配分の見直しを適宜行った。(業務実績イ参照)  実績:○ 所属部長等、研究領域長及び役員の3段評価制度により公平かつ適正に研究員の業績評価を行っている。(業務実績ウ参照)	A	評定  (委員会としての評定理由) 新たにプロジェクト研究発表会を開催し、成果等の普及や労働現場のニーズ把握に努め、また、研究管理システムについて、見直し、充実を図り、研究の進捗状況等のモニタリング、業績評価等に基づき適切な研究管理・業務運営を行っており、中期目標を上回るものと評価できる  (各委員の評定理由) ・研究管理システムについて、見直しを行い、充実させるとともに、研究実施状況を研究管理・業務運営に適切に反映した。また、プロジェクト研究発表会を新設し、研究成果等を対外的に紹介するとともに、労働現場のニーズ把握に努めた。 ・現場への発表会は評価できる。ぜひ、推進していただきたい。 ・内部進行管理は一段と充実した。プロジェクト研究発表会は最新知見の共有の面で特によい企画のように思われる。 ・それなりに努力している。 ・研究の進捗状況等のモニタリング、業績評価等に基づき適切な研究管理・業務運営をしている。 ・統合され3年を経て研究管理システムも安定して運営されていると伺える。 ・研究管理システム面でも、統合3年目に入り、随所で統一基準が機能はじめた印象が強い。プロジェクト研究発表会の新設、災害調査ヒアリングの実施などの面で、シナジー効果が見られる。平成20年度は中期計画を上回る実績を上げた。 ・用務実績評価や研究プロジェクトの実績評価において外部関係者の意見・評価などに基づい

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の長がリーダーシップを発揮したマネジメントがなされているか。</li>   <li>・ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 (政独委・評価の視点事項 8)</li> </ul>	<p>実績:○ 各階層における会議は理事長の主催により実施し、理事長がリーダーシップを十分に発揮している。</p> <p>実績:○ 研究管理の一層の促進を図る観点から、新たにプロジェクト研究発表会を開催し、研究業務について国民の意見を聞くようにするなど、業務のあり方について見直しを行った。(業務実績A参照)</p>	<p>て、予算配分の見直しに反映させる等を評価して A 評価とする。</p>
--	--	--

### 労働安全衛生総合研究所 評価シート(3)

	人員を前提として支払われる人件費を基準として 5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。	<p>オ 役職員の給与の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年度については、国家公務員の月例給及び特別給についての見直しが行われなかつたため、研究所においても月例給等の見直しは行ってないが、平成 18 年度に導入した新昇給制度の適切な運用を行い、個人業績に応じて昇給等を決定した。</li> </ul> <p>カ 業績評価に伴う経費節減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度に統一した清瀬・登戸両地区の研究職員の業績評価基準に基づき、研究職員について引き続き、業績評価を行い、その結果を研究予算の査定等に反映させた。</li> </ul>			
評価の視点等	【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費削減】	自己評定	A	評 定	B
	(理由及び特記事項)			(委員会としての評定理由)	
	〔数値目標〕				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営交付金から一般管理費(退職手当を除く)について15%、事業費(退職手当を除く)について5%に相当する額を節減すること。</li> <li>平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在籍する統合法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。</li> </ul>	<p>随意契約を可能な限り一般競争入札へ移行する取組みや、テレビ会議システムの活用促進、役職手当の見直し等により、業務運営の効率化に伴う経費節減を図った。また、受託収入、自己収入は前年度の倍近くになるなど、大幅に増加した。</p> <p>数値目標の達成については、ほぼ計画どおりに推移している。</p> <p>平成17年度との比較で、一般管理費(退職手当を除く)を9.5%、事業費(退職手当を除く)を3.1%、それぞれ縮減した。</p> <p>平成 17 年度との比較で 3.7% 削減した。</p> <p>実績:○</p> <p>随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定している。また、平成 20 年 12 月に契約事務取扱要領を改正し、公告期間の短縮基準を国と同様の基準に変更するとともに、総合評価方式や複数年度契約に関する規定を定めた。</p> <p>実績:○</p> <p>調査研究のための20万円以上の高額物品の購入に際して、各研究職員の所属部長に加えて、研究企画調整部の事前承認を得ることとするなど、審査体制の充実を図った。</p> <p>実績:○</p> <p>随意契約見直し計画に基づき契約方法の見直しを行った結果、平成 20 年度の随意契約は 9 件、1.2 億円となり、対前年度に比較し、件数で 15 件、金額で 1.3 億円の減少となった。</p>		<p>競争的資金、受託研究、そのほかの自己収入を増加させるとともに、経費節減に努めているものの、一般管理費及び事業費とも数値目標は達成されておらず、総合的には、概ね中期計画にそつた実績と言える。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>競争的資金・受託研究の獲得に努め、受託収入、自己収入を大幅に増加させた。また、随意契約の可能な限り一般入札への移行、テレビ会議システムの活用促進、役職手当の見直し等、業務運営の効率化による経費節減を図った。</li> <li>自己収入が確実に増えている。</li> <li>中期目標に沿って着実に経費削減が進められている。</li> <li>委託費増等改善が見られる。しかし、随契が大幅に減って効率化したというが、なぜ今まで時間がかかったのか、計画沿ったものといつても、なぜ、もっと早く計画を立て取り組まなかつたのか。(また、業務経費を)1億円以上節約しということは、前年度は1億円以上の無駄があつたとも受け取れる。</li> <li>外部資金の獲得により自己収入が増加し、TV 会議等により経費節減が図られている。</li> <li>数値目標については計画を上回っているとは認められない。</li> <li>競争的資金、受託研究、そのほかの自己収入の確保、さらに経費節減の面で中期計画を上回った。また、随意契約の削減も顕著である。こうした業務運営の効率化が継続することを望みたい。</li> <li>業務運営の効率化に伴う経費削減は、平成 17 年度の比較では、一般管理費および事業費とも数値目標は達成されていない。しかし、民間からの受託研究の件数は大幅に増加しており B 評価とする。</li> </ul> <p>(その他の意見)</p> <p>福利厚生費については、国家公務員の制度に準拠しているから見直しは行わないというのではなく、より優れた職員の勤務環境と国民の信頼の確保のために、積極的に見直しを行う姿勢が求められる。</p>	

- ・ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政独委・評価の視点事項 4(3))

- ・ 省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。

- ・ 省資源、省エネルギー対策の推進については、光熱水量の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価すべきである。(政・独委評価の視点)

- ・ 業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。

- ・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。

- ・ 経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。

- ・ 役職員の給与の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。

実績:○

契約の締結、履行の状況その他契約の状況について監事による監査を実施し、一層の契約の適正化を図るとともに、100万円以上の契約についてHP上に契約情報を公表する等透明性の確保に努めた。また、競争性の確保を図る観点から、入札参加要件の緩和に努めるとともに、HPでの入札公告の掲載等を行った。

実績:△

省資源・省エネ対策の徹底を図ったが、膨大な電力を必要とする研究(鉄鋼材料の長寿命疲労特性に関する研究)等が始まったこと等により、当該経費は前年度を上回る結果となった。(業務実績ア参照)

	H18	H19	H20
経費(千円)	90,570	98,495	107,373

実績:○

清瀬地区の電気使用量は以下のとおりであり、鉄鋼材料の長寿命疲労特性に関する研究を実施している材料棟での電気使用量の增加分を除けば、平成20年度の使用電力は対前年度比で8.0%削減されたと評価できる。

	H19	H20
業務使用電力(kwh)	1,762,656	1,856,616
材料棟での使用電力(kwh)	653,700	836,600
材料棟を除いた使用電力(kwh)	1,108,956	1,020,016

実績:○

昨年度末に導入したテレビ会議システムの活用促進により、清瀬・登戸地区間の出張に伴う時間的・経済的ロスを縮減した。

実績:○

中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、計画の範囲内で予算を執行した。

	H18	H19	H20
予算額(千円)	2,477,514	2,513,724	2,516,303
決算額(千円)	2,374,127	2,444,026	2,395,489

実績:○

一般競争入札の徹底等により、一般管理費(人件費を除く)は対前年度比8,225千円減(前年度比3.0%減)、業務経費(人件費を除く)は対前年度比106,924千円減(前年度比12.2%減)となった。

	H18	H19	H20
一般管理費(千円)	278,177	275,017	266,792
業務経費(千円)	882,030	876,476	769,552

実績:△

国家公務員の月例給及び特別給についての見直しが行われなかつたため、研究所においても月例給等の見直しは行っていない。

- ・ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。

● 紹介する理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。

● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。

(政独委・評価の視点事項4(1))

- ・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

(政独委・評価の視点事項4(1))

- ・ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

(政独委・評価の視点事項4(2))

- ・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

(政独委・評価の視点事項4(3))

実績:○

当法人は、独法化以前は国の付属機関であり、職員は国家公務員であったことから、独法後も引き続き国の給与制度に準拠した給与制度(諸手当を含む。)を採用しており、給与水準については、対国家公務員比が、研究職は 92.2、事務・技術職は 95.1 となっている。

実績:○

同上

実績:○

今後、多数の研究職員の定年退職等が予定されており、任期付き研究員の採用促進と相まって、総人件費の5%削減は十分に達成可能であると見込んでいる。

実績:○

当法人は、独法化以前は国の付属機関であり、職員は国家公務員であったことから、独法後も引き続き国の給与制度に準拠した給与制度(福利厚生費を含む。)を採用している。福利厚生費についても、国家公務員の制度に準拠しており、特に見直しは行わなかった。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(4)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績		
2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進めること。  イ 大学、産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 中期計画に基づいて施設・設備の効率的な利用を図るため、研究施設、研究室及び執務室の使用状況を把握し、利用方法を適宜検討・改善する。また、硬直化の傾向があつた研究室の使用を効率化し、新規採用研究員へさらに積極的に配分するようとする。  イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与 ホームページや広報誌への掲載、講演会等での広報、共同研究の推進等により外部貸与対象施設・機器の共同利用と有償貸与を進めること。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 ・ 研究施設・設備の効率的な利用を促進する観点から、光熱水料を研究棟ごとに月次で把握した結果を部長等会議に報告し、施設等の効率的な利用を促進した。 ・ 平成20年度に本格稼働した静電気特性測定用環境試験室及び平成20年度に改修した低温実験室について、施設規模の小型化、電力消費の高効率化を図った。 ・ 退職研究職員の研究室を整備し、新規採用研究職員や研究室が手狭になった研究職員への配分等を行い、有効活用を図った。 ・ その他、施設管理担当者による定期的な施設の利用状況のモニタリングを行った。  イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与 ・ 研究施設・設備の共同利用・有償貸与を一層促進するため、共同利用や貸与の可能な施設・設備を研究所ホームページで公開し、また、各種講演会・交流会等で積極的に広報した。この結果、平成20年度は示差走査熱量計、風洞実験装置等高額機材、大型施設の有償貸与に結実し、有償貸与金額は対前年度比で4.7倍となる69万9千円となった。 ・ また、11件の共同研究(共同研究協定書に基づくもの及び競争的資金要求時に他機関と共同して申請したものに限る。以下同じ。)により施設の共同利用を進めた。 ・ さらに、研究施設・設備の有効利用を図る観点から、受託研究等の獲得を促進し、民間企業からの受託研究4件を含む8件57,370千円の受託研究等を実施した。	評定	A
評価の視点等 【評価項目4 効率的な研究施設・設備の利用】  [数値目標] [評価の視点] ・ 研究所の施設・設備の活用状況を把握し、効率的に利用するための仕組みを整備しているか。 (政独委・評価の視点事項2 (1) と同様)  ・ 他の研究機関、企業等との研究施設・設備の共同利用と有償貸与を促進しているか。 (政独委・評価の視点事項2 (1) と同様)	自己評定	A	(理由及び特記事項) 研究施設、研究室の効率的な利用に努めるとともに、研究施設・設備の共同利用、有償貸与について積極的な広報を行った。高額機材・大型施設の有償貸与により、平成20年度の貸与金額は過去2年を上回る69万9千円となった。  実績:○ 主要施設の利用状況のモニタリングを施設管理担当者が定期的に行う仕組みを整備している。(業務実績ア参照)  実績:○ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与を促進し、平成20年度の有償貸与件数、貸与金額は大幅に増加した。(業務実績イ参照)	(委員会としての評定理由) 研究施設、研究室を効率的に利用し、研究施設・設備の共同利用、有償貸与が図られており、中期計画を上回るものとして評価できる。  (各委員の評定理由) ・ 研究施設、研究室を効率的に利用し、研究施設・設備の共同利用、有償貸与に努めた。 ・ 施設が利用されてきたことは評価できる。 ・ 研究施設・設備の共同利用、大型施設の有償貸与の促進に向けた努力を評価する。 ・ 効率化が進んだ。貸与額も評価できる。 ・ 積極的な広報活動により施設設備の共同利用、有償貸与が図られていること。 ・ 貸与に関して、平成20年度は過去を上回る成績といえる。 ・ 効率的な研究施設・設備の利用をめざし、複数以上の改善成果がみられた。今後も設備等の効率的な利用を望みたい。 ・ 機器の有償貸与件数は2件から4件と増えたが、その貸与金額はH18年と同程度である。また、共同研究の実績課題数は15から11と大幅に減少している。受託研究数においても大きな変化がないのでB評価が妥当である。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート(5)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握 労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。</p> <p>イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。</p> <p>ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。</p> <p>イ 行政ニーズの把握と業務への反映 厚生労働省安全衛生部の部議、同部との定期的な情報交換会等により行政施策の実施に必要な調査研究の内容を把握し、調査研究業務に反映させる。</p> <p>ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 (ア) 労働安全衛生重点研究推進協議会 ・ 労働現場における産業安全上の課題・問題点、研究機関が実施すべき調査研究等を明らかにするために、大学・研究機関の研究者、労働安全衛生コンサルタント、企業の安全衛生担当者等 1,500 人に対して実施したアンケート調査(約 900 人からの回答)を基に、産業安全分野の重点 4 研究領域・24 優先課題(案)を取りまとめた。また、労働衛生分野に関しては、平成 12 年に策定した労働衛生研究重点 3 研究領域・18 課題の見直しについて、学識経験者からのヒアリングを行い、今後検討すべき研究課題、研究推進に当たっての留意点等を取りまとめた。 ・ 平成 21 年 3 月に第 2 回労働安全衛生重点研究推進協議会を開催し、上記作業により新たに作成した産業安全分野重点 4 研究領域・24 優先課題(案)及び労働衛生分野重点 3 研究領域・18 課題の見直しについて調査・審議を行った。審議結果を踏まえて、平成 21 年度中に、新たに産業安全分野と労働衛生分野を統合した「労働安全衛生重点研究領域・優先課題」を策定することとした。</p> <p>・ 平成 21 年 3 月に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に 121 人の参加者を得た。</p> <p>(イ) 業界団体等との意見・情報交換 ・ 平成 20 年 7 月にナノビジネス推進協議会(NBCI)との間で、「ナノマテリアル製造・使用現場における安全衛生管理の取組」をテーマに意見・情報交換を行った。また、同年 20 年 11 月に(社)日本工作機械工業会・環境安全委員会との間で、「統合生産システムを事例とした機械設備の安全対策等」について意見・情報交換を行った。</p> <p>(ウ) 客員研究員研究交流会 ・ 平成 21 年 3 月に第 10 回客員研究員研究交流会を開催し、大学・研究機関・企業等における労働安全衛生上の研究動向等について意見・情報交換を行った。</p> <p>(エ) 産業医科大学生態科学研究所との研究交流会 ・ 平成 20 年 7 月に産業医科大学産業生態科学研究所との間で研究交流会を開催し、当研究所から 6 課題、産業医科大学から 7 課題について研究発表を行うとともに、意見交換を行った。</p> <p>(オ) 労働者健康福祉機構との研究情報交換会 ・ 労働者健康福祉機構との間で研究情報交換会を開催し、研究協力の推進、統合による研究のシナジー効果を上げるための方策等について意見・情報交換を行った。</p> <p>イ 行政ニーズの把握と業務への反映 ・ 業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題の研究計画に反映させた。 ・ 理事長による厚生労働省安全衛生部の部議への参加、実務者レベルによる安全衛生部と研究所役職員との意見・情報交換会を通じて、安全衛生行政上の課題把握に努めるとともに、行政施策の展開の実施に必要な調査研究テーマについて意見交換を行った。 ・ 行政からの要請を受けて、「足場からの墜落防止措置に関する研究」、「ボイラー及び圧力容器における電気安全装置のあり方に関する調査研究」、「振動レベルの高い手持ち動力工具の防振対策の促進に関する研究」等を実施した。これらの調査結果は、法令・構造規格・通達等の改廃に当たっての基礎資料として活用された。</p>	

			ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握 ・労働安全衛生に関する国内外の学会、会議等に多数の役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。																														
評価の視点等	【評価項目5 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映】	自己評定	S	評 定	A																												
(理由及び特記事項)  <p>労働安全衛生重点研究推進協議会において、新たに産業安全分野における重点4研究領域・24優先課題(案)を取りまとめるなど、労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として、広く労働安全衛生に関する研究ニーズの把握・分析に努めた。</p> <p>また、国内外の学会、会議等への参加者数は年々増加しており、研究ニーズの把握を的確に行っている。</p> <p>実績:○ 新たに産業安全分野における重点4研究領域・24優先課題(案)を取りまとめるとともに、労働衛生分野における既存の重点3研究領域・優先18課題の見直しを行った。また、新たに開催したプロジェクト研究発表会等を通じて、労働安全衛生に関するニーズ把握に努めた。(業務実績アリ)</p> <p>実績:○ 業界団体や行政等からの調査研究要望を次年度のプロジェクト研究課題の研究計画に反映させた。</p> <p>実績:○ 多数の役職員が労働安全衛生分野に関する国内外の学会等に積極的に参加し、労働現場のニーズ把握に努めた。</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政支援研究実施件数</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>プロジェクト研究当該年度新規課題数</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内学会への参加人数</td> <td>184</td> <td>205</td> <td>322</td> </tr> <tr> <td>国外学会への参加人数</td> <td>58</td> <td>72</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>242</td> <td>277</td> <td>384</td> </tr> </tbody> </table>							H18	H19	H20	行政支援研究実施件数	10	17	17	プロジェクト研究当該年度新規課題数	4	5	2		H18	H19	H20	国内学会への参加人数	184	205	322	国外学会への参加人数	58	72	62	合計	242	277	384
	H18	H19	H20																														
行政支援研究実施件数	10	17	17																														
プロジェクト研究当該年度新規課題数	4	5	2																														
	H18	H19	H20																														
国内学会への参加人数	184	205	322																														
国外学会への参加人数	58	72	62																														
合計	242	277	384																														
(委員会としての評定理由)  <p>労働安全衛生重点研究推進協議会における取組み、シンポジウム、研究交流会等の開催、業界団体との意見交換会、学会参加等を通じ、広範、頻繁かつ適格に労働現場のニーズ把握に努めている。また、厚生労働省との意見・情報交換会、行政支援研究を実施し、行政ニーズの把握と業務への反映にも成果をあげており、中期計画を上回るものとして評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生重点研究推進協議会において、労働安全衛生分野における中核的研究機関として、新たに産業安全分野における重点4研究領域・24優先課題(案)を取りまとめ、また、シンポジウム、研究交流会等の開催、業界団体との意見交換会、学会参加等を通じ、研究ニーズの把握・分析に努めた。また、厚生労働省との意見・情報交換会、行政支援研究、行政委託研究を実施し、行政ニーズの把握と業務への反映に成果を上げた。</li> <li>・ニーズの把握への取り組みは評価できるが、具体的な成果との関連が今ひとつわかりにくく「S」には至らないと考える。</li> <li>・産業安全分野における重点4研究領域・24優先研究課題(案)の策定及び国内学会への参加促進を評価する。産業安全分野と労働衛生分野の重点研究領域・優先研究課題の統合に大いに貢献する。</li> <li>・行政、業界、学会との幅広い連携は評価できる。</li> <li>・関係者によるアンケート調査結果を基に研究課題の策定がなされ、行政ニーズにも適確に対応している。</li> <li>・広く労働安全衛生に関する研究ニーズの把握を行っており、行政支援研究でも成果をあげている。</li> <li>・学会等への参加実績も高い水準にあり評価できる。</li> <li>・重点研究領域・優先研究課題の検討、シンポジウムの主催、研究交流会、業界団体との意見交換会、学会参加など、独法研究機関の特性を活用した多様な方法による労働現場ニーズの把握と業務への反映は、中期計画を大幅に上回っていたと評価できる。さらに、行政ニーズの把握と業務への反映も従来通り顕著な成果が見られた。</li> <li>・産業安全分野重点研究領域の決定及び労働衛生分野の研究見直しにおいて、国内外の学会参加数の増加やセミナー開催などを通じて、頻繁かつ適格に労働現場のニーズ把握をおこなっていることでのA評価が適当である。</li> </ul> </p>																																	

労働安全衛生総合研究所 評価シート(6)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>2 労働現場のニーズに沿った研究の実施 労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>(1) プロジェクト研究 次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう)を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p> <p>ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 オ 化学物質や物理的因素等による職業性疾病に関する研究</p>	<p>2 調査研究業務の重点的実施 労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施することにより、労働現場のニーズ等に対応する。</p> <p>(1) プロジェクト研究 中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究を実施する。 なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応するためのプロジェクト研究を立案し、5に示す評価を受けて研究を開始する。</p> <p>ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 (ア) 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 (イ) 第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 (ウ) 危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 (エ) 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 (オ) 情報技術化を援用した中小規模掘削工事の安全化 (イ) 橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発 (ウ) 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究 (エ) 液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止 (オ) 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究 (カ) 人間・機械調和型作業システムの基礎的安全技術に関する研究 (キ) 高圧設備の長期間使用に対応した</p>	<p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 プロジェクト研究及び基盤的研究課題のうち以下の調査研究業務を実施する。</p> <p>(1) プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究「重点研究領域特別研究」のうち 12 課題を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する(別紙1)。さらに、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、政府の長期戦略指針「イノベーション 25」に基づく研究(イノベーション 25 研究)の 5 課題(別紙 2)及び世界保健機構(WHO)の「労働者の研究推進に関する WHO アクションプラン(ゴーネット GOHNET 研究)」の 3 課題(別紙 3)を実施する。</p> <p>ア 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 [2年目] イ 第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 [2年目] ウ 危険物・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 [2年目] エ 高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究 [2年目] オ 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究 [2年目] カ 第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究 [初年度] キ 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 [3年目] ク 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 [最終年度] ケ 石綿の職業ばく露経路及びそのリスクに関する研究 [最終年度] コ アーク溶接作業における有害因子に関する調査研究 [初年度] サ 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 [最終年度] (イノベーション研究25) ア 多軸全身・多軸手腕振動暴露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究 [2年目] イ 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術研究 [2年目] ウ 誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関する研究 [2年目] エ 生体内纖維状物質の好感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究 [2年目] オ 法尻掘削における斜面崩壊の予測・検知手法に関する研究 [最終年度] (GOHNET研究) ア 職業性疾病・職業性ばく露のアクティブ・サーベイランス ウェブ情報システムの開発と活用－ [初年度] イ 中小企業における安全衛生リスク評価と効果的なマネジメントシステムの確立 [初年度] ウ ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害 [初年度]</p> <p>・ 上記プロジェクト研究等の成果等を広く公開するとともに、労働現場のニーズに沿った研究を推進することを目的として、平成20年12月に「研究成果による最新の知見を共有・提供するためのセミナー(プロジェクト研究発表会)」を開催した。</p> <p>・ 「先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究」の実施により得た知見等については、研究所のHPに「職場におけるナノマテリアル取扱い関連情報」として公表している。また、当該研究の代表研究者が厚生労働省の専門家会合に参画し、「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」(平成21年3月31日付け基発第0331011号)の策定に知見を提供した。</p> <p>・ 「石綿の職業ばく露経路及びそのリスクに関する研究」の実施により得た知見等については、当該研究の研究代表者等編による「石綿小体計測マニュアル」の策定に活用された。なお、同マニュアルは、中央環境審議会が取りまとめた</p>	

<p>疲労強度評価に関する研究          ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究          (ア)先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究          　作業環境評価法が確立されていないナノ粒子等について、測定技術及び除去技術の開発を行うとともに、動物実験による生体影響評価が可能となるよう吸入曝露実験のための発生法の開発を行う。          (イ)第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究          (ウ)災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究          (エ)筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究          (オ)オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究          エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究          (ア)過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究          (イ)勤務時間の多様化等の健康影響の評価に関する研究          (ウ)メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究          オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究          (ア)石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究          (イ)蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究          (ウ)健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究          (エ)作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝子素因に関する研究          (オ)アーク溶接作業における有害因子に関する調査          (カ)有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理          (キ)職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス</p>	<p>1 多軸全身・多軸手腕振動暴露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究          2 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術研究          3 誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関する研究          4 生体内繊維状物質の好感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究          5 法尻掘削における斜面崩壊の予測・検知手法に関する研究          &lt;GOHNET 研究&gt;          1 職業性ばく露と作業関連疾患のアクティブ・サーベイランス(作業関連疾患の疫学研究の推進を含む。)          2 中小企業における安全衛生リスク評価と効果的なマネジメントシステムの確立          3 ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害</p>	<p>「(中皮種及び石綿による発がんの)医学的判定に係る資料に関する留意事項」に引用されるなど、石綿小体の計測に関する標準化に貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質の爆発安全性の指標として、熱流量の生データと、恣意性の少ない評価方法とを「反応性物質のDSC(示差走査熱量計)データベース」としてホームページに公開した。データベースの利用者は、爆発安全性評価を簡便に行うことができる。</li> </ul>
---	--	--

	(ク)労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究																								
評価の視点等	【評価項目6 プロジェクト研究等】	自己評定	S	評 定	A																				
(理由及び特記事項)		(委員会としての評定理由)																							
<p>中期計画に掲げられたプロジェクト研究の25課題については、ほぼ計画どおりに進捗しているほか、平成19年度からは政府の長期戦略指針・イノベーション25に基づく5研究課題を開始し、また、平成20年度からはWHO(世界保健機関)のGOHNET研究(労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン)に基づく研究課題を開始するなど、社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められる研究課題の発生に対して、機動的かつ柔軟に対応している。</p> <p>また、プロジェクト研究等で得られた成果は、法令改正や指針・通達等の発出等行政施策の展開に当たって基礎となる知見として活用されている。</p>		<p>全体として高く評価される水準の研究成果が得られており、また、新たにGOHNET研究を開始するなど社会的要請の変化に機動的につつ柔軟に対応しており、中期計画を上回るものとして評価できる。</p>																							
[数値目標]		(各委員の評定理由)																							
[評価の視点]		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度からの政府長期戦略指針・イノベーション25に基づく5研究課題の研究を開始し、平成20年度からWHOのGOHNET研究に基づく研究課題の研究を開始する等、社会的要請の変化に機動的につつ柔軟に対応した。また、プロジェクト研究等の成果は法令改正や指針・通達等の発出等、行政施策の展開のための基礎となる知見として活用された。</li> <li>全体として成果が出ている。GOHNET研究に期待したが、その評価が低く「S」には至らないと考える。</li> <li>プロジェクト研究は、ほぼ中期計画どおりに進められている。加えて、新規にGOHNET研究が開始されたことを評価する。</li> <li>・じん肺等労働現場の安全と衛生に資する研究に注力している。</li> <li>・行政またはWHOに基づく研究が着実に成果を上げている。</li> <li>・高く評価される水準にあると認められるが、昨年、一昨年とほぼ同一水準である。</li> <li>・行政ニーズ等を明確にした上で研究課題の設定は、プロジェクト研究、イノベーション25、GOHNET研究と、質・量ともに、中期計画を上回る。さらに、ナノ粒子のリスク評価、石綿の職業ばく露、統一的危険・有害性評価体系の構築など、レベルの高い研究成果が得られている。</li> <li>・プロジェクト研究の25課題はいずれも外部評価委員の評価は、学問性、社会貢献性などにおいて良い結果を得ている。しかし、GOHNETプロジェクトの一部において深刻な問題があると指摘されているものもある。プロジェクト研究の成果を客観的に評価出来るように公表した論文の質をインパクトファクターによる明示することも必要と考える。中期目標は概ね達成されていることからB評価とする。</li> </ul>																							
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。</li> </ul>		<p>実績:○</p> <p>平成19年度からイノベーション25研究を、平成20年度からGOHNET研究を開始するなど、行政ニーズや社会的ニーズが明確になった研究に取り組んでいる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロジェクト研究</td><td>12</td><td>13</td><td>11</td></tr> <tr> <td>イノベーション25研究</td><td>—</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr> <td>GOHNET研究</td><td>—</td><td>—</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>					H18	H19	H20	プロジェクト研究	12	13	11	イノベーション25研究	—	5	5	GOHNET研究	—	—	3				
	H18	H19	H20																						
プロジェクト研究	12	13	11																						
イノベーション25研究	—	5	5																						
GOHNET研究	—	—	3																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。</li> </ul>		<p>実績:○</p> <p>プロジェクト研究等については、研究計画書を作成する段階において研究グループ内で研究の方向及び到達目標を議論するとともに、内部・外部評価による事前評価結果に基づきこれらを適宜見直し、明確な目標等を定めた上で研究を実施している。</p>																							
<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。</li> </ul>		<p>実績:○</p> <p>研究費総額に占めるプロジェクト研究、イノベーション25研究及びGOHNET研究の研究費が占める割合は73.6%であり、これらの研究に投入する研究要員は85名となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究費総額(千円)</td><td>420,897</td><td>374,060</td><td>285,656</td></tr> <tr> <td>うちプロジェクト研究等研究費(千円)</td><td>330,097</td><td>292,580</td><td>210,164</td></tr> <tr> <td>(%)</td><td>78.4%</td><td>78.2%</td><td>73.6%</td></tr> <tr> <td>研究要員総計(名)</td><td>79</td><td>90</td><td>85</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 研究費総額は、プロジェクト研究、イノベーション25研究、GOHNET研究及び基盤的研究の研究費の総額。</p>					H18	H19	H20	研究費総額(千円)	420,897	374,060	285,656	うちプロジェクト研究等研究費(千円)	330,097	292,580	210,164	(%)	78.4%	78.2%	73.6%	研究要員総計(名)	79	90	85
	H18	H19	H20																						
研究費総額(千円)	420,897	374,060	285,656																						
うちプロジェクト研究等研究費(千円)	330,097	292,580	210,164																						
(%)	78.4%	78.2%	73.6%																						
研究要員総計(名)	79	90	85																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。</li> </ul>		<p>実績:○</p> <p>プロジェクト研究等については、内部・外部評価による事前及び中間評価に基づき適宜研究計画書を変更している。また、研究予算についても、執行状況を月次ごとに確認し、必要に応じて予算配分等の見直しを行っている。</p>																							

- 研究成果が示されているか。特に中長期的観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。

- 効率的な研究への取り組みがなされているか。

実績:○

研究成果が論文・学会発表等によって示されている。また、研究成果は行政や事業場において広く活用されている。(業務実績(1)参照)

	H18	H19	H20
プロジェクト研究等における論文・学会発表件数	193	186	179

実績:○

論文・学会発表1件当たりの研究費用は1,174千円となり、費用対効果は向上した。

	H18	H19	H20
(A) プロジェクト研究等研究費(千円)	330,097	292,582	210,164
(B) 論文・学会発表件数	193	186	179
(A) / (B)	1,710	1,573	1,174

## 労働安全衛生総合研究所 評価シート(7)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																
(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。  <別紙2省略>	(2)基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ、中期目標の別紙2の研究領域において、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。	(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として別紙4に示す課題を実施する。	(2) 基盤的研究 ・ 基盤的研究として、14研究領域65課題を実施した。 ・ 基盤的研究についても、プロジェクト研究等と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成して適切な実施を図った。研究成果と目標達成度を明記した研究報告書及び各研究グループ長による総括が内部評価委員会に提出され、それらに基づいて基盤的研究として評価された。その結果を予算配分、実行計画に反映させた。 ・ 基盤的研究のうち、「着火爆発を誘発する放電現象の解明」、「斜面作業における建設労働者の墜落防止のための基礎的研究」等7課題については、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として実施した。 ・ 基盤的研究として実施した「溶接HAZに発生するクリープボイドの面積率計測に関する研究」は、平成21年度以降、競争的資金による研究「クリープボイドの三次元幾何形状の計測とボイド体積率による新しい余寿命評価法」へ移行することとなった。																
評価の視点等 【評価項目7 基盤的研究】 [数値目標]  [評価の視点] ・ 基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。 ・ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。 ・ 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。 ・ 効率的な研究への取り組みがなされているか。	自己評定  (理由及び特記事項) 基盤的研究として実施した65課題の内7課題を萌芽的研究として実施した。また、基盤的研究の内1課題は、平成21年度以降、競争的資金による研究に移行することとなった。  実績:○ 平成20年度に実施した基盤研究のうち、「着火爆発を誘発する放電現象の解明」等7課題については、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として実施した。  実績:○ 研究目的・実施事項・到達目標を記載した研究計画書は内部評価委員会において評価した後に実施した。  実績:○ 論文・学会発表等によって研究の成果が示された。 研究期間が3年を超える研究については、中間評価を行い、研究の成果が示されているか、又は今後示されるかどうかを確認している。  実績:○ 研究の重点化により、基盤的研究費は減少している。なお、論文・学会発表1件当たりの基盤的研究費用は179千円となった。	A	評定  (委員会としての評定理由) 基盤的研究の一部をプロジェクト研究の萌芽的研究として実施し、若手研究者の育成に努めているほか、競争的資金による研究へと移行するなど研究の進展が見られる。また、研究管理として内部評価委員が機能しており、これらの点を評価する。一方、論文、学会発表件数は前年度を下回っているが高い水準にあり、全体としては中期計画を上回るものとして評価できる。 なお、基盤的研究の位置づけを、長期的な視点に立った研究としているが、その長期的視点の内容と個別課題の関連を外部から見えるように工夫することが望まれる。  (各委員の評定理由) ・ 基盤的研究の一部は萌芽的研究として実施し、また、競争的資金による研究へと移行する等、研究の進展が見られた。 ・ 萌芽的研究が将来への活性化としてすすめられており、その部分の評価は今後の展開へ期待できるのでAとする。 ・ 基盤的研究と萌芽的研究はほぼ中期目標を達成している。 ・ 長期的な視点から基盤的研究に地道に取り組んでいる。 ・ 萌芽的研究を実施し、プロジェクト研究等に結び付ける。また、研究成果を社会に還元している。 ・ プロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究も7課題実施しており評価できる。 ・ 研究管理として内部評価委員会が機能しており評価できる。 ・ 論文、学会発表件数は高い水準にあるとはいえ、昨年を下回っている。 ・ 基盤的研究については、ほぼ中期計画通りの進捗状況にあった。 ・ 基盤的研究65課題から7課題を萌芽的研究として、若手研究者の育成に努力している。論文数と学会報告数が平年に比べて減少したが、中期目標を概ね達成していると判断しB評価とする。  (その他の意見) 成果の上がった研究のあることは理解できるが、もう少し、研究効率(コスト/パフォーマンス)観点からの自己評価を行い、必要な見直しが望まれることと、基盤研究を「長期的な視点に立った」研究と位置付けるなら、その長期的視点の内容と個別課題の関連が、外部から見えるように工夫することを望みたい。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A) 基盤的研究費(千円)</td><td>90,800</td><td>81,480</td><td>75,492</td></tr> <tr> <td>(B) 論文・学会発表件数</td><td>436</td><td>516</td><td>421</td></tr> <tr> <td>(A) / (B)</td><td>208</td><td>158</td><td>179</td></tr> </tbody> </table>		H18	H19	H20	(A) 基盤的研究費(千円)	90,800	81,480	75,492	(B) 論文・学会発表件数	436	516	421	(A) / (B)	208	158	179		
	H18	H19	H20																
(A) 基盤的研究費(千円)	90,800	81,480	75,492																
(B) 論文・学会発表件数	436	516	421																
(A) / (B)	208	158	179																

労働安全衛生総合研究所 評価シート(8)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
3 学際的な研究の推進 労働災害の原因が輻輳化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進すること。	3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。  イ 研究評価に当たっては、学際的研究の推進という観点を含めて行うこととし、当該評価の結果を踏まえ、学際的研究を積極的に行う。	3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 産業安全と労働衛生の両者の研究員の知見を活用した学際的研究を推進する。  イ 学際的研究の評価 研究所の内部評価と外部評価における学際的な観点からの評価結果を踏まえて学際的研究の一層の推進を図る。	3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 ・ 学際的な研究を促進するため、清瀬地区の産業安全研究所及び登戸地区の産業医学研究所の2研究所長中心体制から、安全研究領域、健康研究領域及び環境研究領域の3研究領域長中心体制に改め、その機能強化を図った。 ・ 運営会議において、3領域長から各領域における研究の進捗状況の報告を求め、研究グループ間の学際的研究の促進、進捗管理を行った。 ・ 2つのプロジェクト研究「第三次産業小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究」及び「危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究」について、安全研究領域及び健康研究領域に所属する研究職員が参画し、安全及び衛生に関する知見を活かした分野横断的な研究を推進した。 ・ また、安全又は衛生をバックグラウンドとする研究職員が混在する環境研究領域においては、厚生労働科学研究費補助金による「暑熱作業時の水分補給量に関する研究」及びイノベーション25研究による「作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防技術の研究」を両分野の研究者により開始した。従来、この種の研究は、もっぱら衛生分野の研究として捉えられていたが、体温表面温度のサーモグラフィー計測の画像処理技術に通暁した安全分野の研究員が参画することにより、研究成果の応用面での活用も期待される。 イ 学際研究の評価 ・ 内部評価委員会及び外部評価委員会において、前年度に引き続き、産業安全・労働衛生両分野の委員から学際的視点からの評価を受けた。
評価の視点等	【評価項目8 学際的な研究の実施】	自己評定  (理由及び特記事項) 3 研究領域長中心体制の機能強化等により、学際的な研究推進体制の構築を図った。プロジェクト研究やイノベーション25研究、競争的資金による研究において、安全及び衛生に関する知見を活かした分野横断的な研究を推進した。  [数値目標] [評価の視点] ・ 産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進するための体制を検討・構築し、学際的研究を実施しているか。 ・ 調査研究の研究評価が学際的研究の推進という観点を含めて行われ、学際的研究の推進に結びついているか。	A  (委員会としての評定理由) 3研究領域長中心体制の機能強化等により学際的な研究推進体制を構築するとともに、労働安全と労働衛生の両知見を活用した研究が推進されており、中期計画を上回るものとして評価できる。
		実績:○ 3研究領域長中心体制の機能強化等により、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進した。(業務実績A参照)  実績:○ 学際的視点を研究評価項目の一つとし、外部評価委員会を産業安全・労働衛生両分野の委員で構成し、学際的視点からの評価を受けた。 研究所職員が研究代表者である全研究課題のうち、研究所外との共同研究に占める割合は39%となった。	評定  (各委員の評定理由) ・3研究領域長中心体制の機能強化等により、労働安全と労働衛生の両知見を活用した研究を実施する等、学際的な研究推進体制を構築した。 ・安全、衛生の両視点からの研究が具体化したことは評価できる。更に進めいただきたい。 ・学際的な研究体制の構築に大いに注目し、引き続き生まれてくる成果を期待したい。 ・細かい部分に研究成果を生かしている。 ・プロジェクト研究において安全と衛生の知見を生かした研究が推進されている。 ・内外の評価委員会で評価を受けており、研究管理がなされている。成果については高い水準にあると評価する。 ・ここでいう学際的研究とは、労働安全と労働衛生の両知見を活用した研究のことであるから、統合によるシナジー効果の評価に最適な項目である。統合3年目で、小規模事業場における安全衛生リスク評価法や、統一的有害性評価体系の構築などにおいて、労働安全と労働衛生の両成果の統合効果が上がりはじめたことは、将来への期待を含めて高い評価を与えることが適切である。 ・労働安全衛生協議会の設置で、長期計画が検討されていること、また、3領域長制度を設けて学際研究の推進を図ったことなど、体制を固めたことは評価できるが、実績はこれからなので、今年の評価はBとする。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(9)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
4 研究項目の重点化 労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。	4 研究項目の重点化 研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標期間(平成13年度から平成17年度)の基盤的研究課題数の合算値)の年平均研究課題数に比して20%程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。	4 研究項目の重点化 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。	4 研究項目の重点化 ・中期計画及び平成20年度計画に基づいて、プロジェクト研究として11課題を実施した。また、平成19年度から開始された政府の長期戦略指針・イノベーション25に基づく5課題を引き続き実施するとともに、平成19年に当研究所がWHO(世界保健機関)の労働衛生協力センターとして指定されたことを受け、平成20年度から新たにGOHNET研究(労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン)に基づく3課題を実施するなど、研究項目の重点化を図った。 ・平成18年度から平成20年度までの基盤的研究課題の平均数は72課題となり、前中期目標期間平均数102課題との比較では、29.4%の減少となった。 ・基盤的研究のうち、「着火爆発を誘発する放電現象の解明」、「斜面作業における建設労働者の墜落防止のための基礎的研究」等7課題については、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として実施した。
評価の視点等 【評価項目9 研究項目の重点化】 [数値目標] 中期目標期間中の基盤的研究の年平均課題数を前中期目標期間中の基盤的研究課題数(旧安研と旧産医研の合算値)に比して20%程度減少させ、プロジェクト研究に重点化を行う。 [評価の視点] ・現行のプロジェクト研究の労働現場のニーズ、社会的・経済的意義等が精査され、プロジェクト研究へ重点化されているか。 ・中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間の年平均研究課題数に比して20%程度減少させるため、課題数を計画的に調整しているか。	自己評定  (理由及び特記事項) 平成18年度から平成20年度までの基盤的研究課題の平均数は72課題となり、前中期目標期間平均数102課題との比較では、中期目標の20%を大幅に上回る29.4%の減少となった。  実績:○ 平成19年度からイノベーション25研究を、平成20年度からGOHNET研究を開始するなど、労働現場のニーズ等を精査した上で、研究の重点化を図っている。  実績:○ プロジェクト研究等への重点化、基盤的研究の課題数の計画的削減を進めた結果、平成18年度から20年度までの基盤的研究課題の平均数は72課題となり、前中期目標期間平均数102課題と比較し、29.4%の減少となった。	A	評定  (委員会としての評定理由) 基盤的研究の研究課題数を絞り込むなど研究課題の重点化を行い、中期計画を上回る削減を達成している。 なお、今後、基盤的研究の削減によってプロジェクト研究に研究リソースを集中化したことによる重点化の具体的な成果について、見守っていく必要がある。  (各委員の評定理由) ・基礎的研究課題の重点化を行い、計画を上回る削減を実施した。 ・(基盤的研究課題数の)減少が研究としての価値にどうつながるのか、まだわからないため「B」とした。 ・プロジェクト研究への重点化は中期計画目標を達成している。更に進めても良いのではないか。 ・それなりの成果をあげている。 ・プロジェクト研究が重点化され、中期目標に副っている。 ・目標を上回る実績を得ている。 ・基盤的研究の研究課題数を絞り込むなど、研究課題を重点化しようとする努力をみてとれる。ただし、評価に当たっては、研究課題数だけでなく、重点化(研究リソースの集中化)によって、研究の取り組み方と成果がどうかわっていくのかについても、言及すべきと考える。 ・基盤的研究は中長期目標に従って、計画的な削減を概ね達成しているのでB評価とする。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(10)

中期目標	中期計画	平成20度計画	平成20年度の業務の実績
5 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。	5 研究評価の実施 (1)内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 (2)外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。  イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。	5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 前年度までに改善を図ってきた内部研究評価の評価システムを活用して、全ての研究課題について専門的、客観的、総合的かつ公正な観点から評価を実施する。さらに評価結果を研究管理、人事管理等に反映させ、業務の効率化を図る。  (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 労働安全衛生分野(大学、学会等)の研究者並びに経済界、労働界、医師会、一般国民及び行政等の事情に詳しい多方面の研究者から構成される第三者による外部評価委員会を開催し、プロジェクト研究について、評価を実施し、評価結果を研究管理に反映させる。  イ 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。	5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 ・ 前年度に整備した産業安全分野と労働衛生分野の統一評価基準に基づき、引き続き公平性、透明性、中立性の高い評価を実施した。事前評価は、学術的視点、行政的・社会的視点等6項目について、中間評価及び事後評価については目標達成度、学術的貢献度等6項目についてそれぞれ5段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等に反映した。 ・ また、研究業績、対外貢献等4つの観点から研究職員の評価を行い、その結果を昇任、昇格等の人事及び優秀研究者表彰(2名)・若手研究者表彰(3名)に反映させた。評価については公平性及び適正性を確保するため、研究職員の所属部長等による第1段評価、領域長による第2段評価、地区担当役員による第3段評価の3段評価方式とした。  (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 ・ 安全・衛生の両分野の委員による外部評価会議(大学及び研究機関の研究者、企業経営者等の学識経験者15名の委員で構成)を平成21年2月に開催し、プロジェクト研究(19課題)、イノベーション研究25(5課題)及びGOHNET研究(3課題)の計27課題を対象に、学際的視点も含めた事前、中間及び事後の評価を行った。評価結果を踏まえ、研究計画の再精査を行うなど研究管理、人事管理等に反映させた。 ・ 評価委員の内訳は、産業安全及び労働衛生の両分野の学識経験者がそれぞれ5名で、それ以外の経済界、労働界等の学識経験者5名であった。  ・ 内部・外部研究評価会議、運営会議、業務会議及び研究討論会(TM)の各研究管理システムに加え、研究管理の更なる促進を図るために、外部関係者の意見・評価を研究業務の改善につなげる観点から、新たにプロジェクト研究発表会を開催した(12月)。発表会では、プロジェクト研究、イノベーション25研究及びGOHNET研究の19課題について発表を行った。  イ 外部評価の結果の公表 ・ 平成20年度の外部評価結果報告書を当該評価結果受理日より3か月以内に報告書として取りまとめ、その全文をホームページで公開した。本報告書には評価結果及びその研究業務への反映について記載した。
評価の視点等 【評価項目10 研究評価の実施】 [数値目標]	自己評定  (理由及び特記事項) 昨年度統一した清瀬地区・登戸地区共通の評価基準に基づき、全ての研究課題について事前、中間及び事後の内部評価を行うとともに、プロジェクト研究、イノベーション25研究及びGOHNET研究について、第三者(外部専門家)による事前、中間及び事後の評価を実施した。また、評価結果は研究予算の配分等研究管理・業務運営に反映した。	A	評定  (委員会としての評定理由) 清瀬地区・登戸地区共通の評価基準に基づき、内部研究評価、外部研究評価が行われ、その結果が研究管理・業務に反映される研究評価システムが適正に機能しており、中期計画を上回るものとして評価できる。 しかしながら、外部評価の結果、「行政的・社会的貢献度」の低い課題も見受けられたことから、このことに対する改善が望まれる。
[評価の視点] ・ 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、内部研究評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。  ・ プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。	実績:○ 全ての研究課題を対象に内部評価を行い、また、研究職員の個人業績評価を行った。その結果を研究予算配分、昇格等に反映させた。(業務実績(1)参照)  実績:○ プロジェクト研究、イノベーション25研究及びGOHNET研究について、第三者(外部専門家)による事前、中間及び事後の評価を実施し、その結果を踏まえて研究計	A	(各委員の評定理由) ・ 清瀬地区、登戸地区共通の評価基準に基づき、全研究課題の事前、中間および事後の内部評価を行い、プロジェクト研究、イノベーション25研究およびGONET研究について、第3者による事前、中間および事後評価を行い、評価結果は、研究計画の見直し、人事、表彰、研究予算配分等研究管理・業務運営に反映した。 ・ 具体的な実質的で中立な評価がなされているようであり評価システムとしては評価できる。しかし、

<p>画等の見直しを行った。(業務実績(2)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3ヶ月以内にホームページ等に公表したか。</li> </ul>	<p>実績:○ 外部評価結果は、報告を受けてから3ヶ月以内にホームページに公表した。</p> <p>低い評価も多く、そのフィードバックもしっかりと実施していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究評価体制は中期目標を達成し、確立している。</li> <li>厳しい外部評価も少なくないよう成果が不十分。さらに努力を望みたい。</li> <li>研究の内外の評価を受けて研究管理・業務に反映されていること。</li> <li>研究評価システムが機能しており、公正に評価されている。</li> <li>研究評価に関し、内部研究評価、外部研究評価がともに研究プロセスに位置付き、研究の質向上に有効な役割を果たすようになっている。評価方法についても確立してきた。</li> <li>外部評価委員の個別評価は厳密に行われ、適格なコメントがあり、それぞれについて研究所との意見があり、研究員にも適格にフィードバックされている。その意味で、研究評価の実施は中期目標を達成している。評価の結果、「行政的・社会的貢献度」の評点が低い課題もあることから中間評価を厳しくする必要を感じる。</li> </ul> <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、評価結果を中期及び年度計画に反映できた良好実践例を、研究所内外に示していくことを望みたい。</li> </ul>
--	---

労働安全衛生総合研究所 評価シート(11)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績
6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。 (1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。	6 成果の積極的な普及・活用  (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。	6 成果の積極的な普及・活用  (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。	6 成果の積極的な普及・活用  (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 ア 委託調査研究 ・ 厚生労働省が企画競争で公募した委託調査研究等のうち、「手持ち動力工具の振動レベル状況調査等事業検討会」、「荷役作業時における墜落等災害防止対策の開発及び普及事業」の2つの調査研究のほか、「労働災害情報作成等事業」及び「最新の知見による職業性疾病対策の開発及び普及事業」の2事業を受託し、実施した。調査研究の成果は、法令等の改廃に当たっての基礎資料として活用される。  イ 行政からの要請に基づく調査研究 ・ 行政からの要請を受けて、「足場からの墜落防止措置に関する研究」、「ボイラー及び圧力容器における電気安全装置のあり方に関する調査研究」、「振動レベルの高い手持ち動力工具の防振対策の促進に関する研究」等を実施した。これらの調査結果は、法令・構造規格・通達等の改廃に当たっての基礎資料として活用された。  ウ 基準制定・改訂等のための検討会議等 ・ ISOやJIS等の国内外の基準制定・改定に関する検討会等へ委員として参画した研究職員数は対前年度比2名増となる22名となり、検討等の件数は対前年度比26件増の61件となった。 ・ ISOやJIS等の制定・改訂が行われた主なものとしては、次のようなものがあげられる。 ①「機械振動－神経損傷の評価のための触覚振動知覚閾値－第1部：指先における測定方法(JISB7763-1:2008)」及び「機械振動－神経損傷の評価のための触覚振動知覚閾値－第2部：指先における測定結果の解析と解釈(JISB7763-2:2008)」に係わるJISの策定委員会委員長及び委員として研究職員が尽力し、同JIS規格が平成21年3月20日に制定された。 ②日本産業衛生学会「許容濃度等に関する委員会」の運営、データ提供等に複数の研究職員が尽力し、フェノール、クロロベンゼン等7物質の許容濃度等の新設及びマンガン等2物質の許容濃度等の改訂が勧告された。 ③サーボプレスの安全要求事項に関するJIS原案作成委員会の幹事として研究職員が実験データ等の提供を行い、新規の規格としてサーボプレスJIS原案が策定された。
評価の視点等 【評価項目11 国内外の基準制定・改訂への科学技術的貢献】 [数値目標]	自己評定  (理由及び特記事項) 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献している。平成20年度においては、ISOやJIS等国内外の基準制定に関わる研究職員数、検討等への参画数が前年度に比べて大幅に増加した。	A	評 定  (委員会としての評定理由) 国内外の基準制定・改訂等において、研究成果を積極的に普及・活用したことが認められ、中期計画を上回るものとして評価できる。

[評価の視点]

- ・行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。

実績:○

22名の研究職員が、ISOやJIS等国内外の基準制改定に関わる61の検討会等へ委員長等として参画した。

	H18	H19	H20
国内外の基準制定・改定に携わった研究職員数	25	18	22
研究職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数	62	35	61

- ・国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。

実績:○

研究所から提供された研究成果がISOやJIS等の国内外の基準制改定等に反映された。(業務実績ウ参照)

(各委員の評定理由)

- ・調査、研究で得た科学的知見は、法令、構造規格、通達等の制定、改正等やISOやJIS等の国内外の基準制定に活用された。
- ・H20はH18と同等の貢献かと考えられるため「B」。
- ・所員の並々ならぬ努力を評価する。
- ・行政ニーズに対応している。
- ・国内外の基準制定・改訂への貢献は認めるが、基準制定に関わった研究職員数、委員回数においては、19年度が大幅に減少しているので、大幅に増加しているとは認め難い。
- ・国内外への基準制定への貢献は高い水準にある。
- ・国内外の基準制定・改訂等において、研究成果を積極的に普及・活用したことが認められる。行政ミッション型研究所としての役割を果たす好事例といってよいだろう。
- ・調査・研究で得られた成果は、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定にすみやかに反映させており、その業務成果も昨年度比で大幅増加していることから A 評価とする。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(12)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20度の業務の実績																																
(2) 学会発表等の促進  中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。	(2) 学会発表等の促進  研究管理システムを活用して、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等 340 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。	(2) 原著論文、学会発表等の促進  国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等 340 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。	(2) 学会発表等の促進  ・ 平成20年度の講演・口頭発表等は319回となり、平成20年度計画に掲げた数値目標340回の0.94倍にとどまったが、論文発表等は347報となり、同目標の170報の2.0倍となった。 ・ 論文発表等の内訳は、原著論文127編、原著論文に準ずる学会発表の出版物39編、著書17編、行政報告書等67編、他の専門家向け出版物等97編であった。 ・ これらの内、国際学会における講演・口頭発表等は対前年度比で1件減となる96件、英字による原著論文及び原著論文に準ずる学会発表の出版物は対前年度比で9編増となる113編となった。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講演・口頭発表等</td><td>388</td><td>369</td><td>319</td></tr> <tr> <td>論文発表等</td><td>241</td><td>333</td><td>347</td></tr> <tr> <td>うち 原著論文</td><td>(83)</td><td>(82)</td><td>(127)</td></tr> <tr> <td>うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物</td><td>(36)</td><td>(81)</td><td>(39)</td></tr> <tr> <td>うち 著書</td><td>(20)</td><td>(30)</td><td>(17)</td></tr> <tr> <td>うち 行政報告書等</td><td>(34)</td><td>(41)</td><td>(67)</td></tr> <tr> <td>うち その他の専門家向け出版物等</td><td>(68)</td><td>(99)</td><td>(97)</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本生理人類学会奨励賞、静電気学会進歩賞、日本騒音制御学会奨励賞、日本基礎心理学会優秀発表賞等研究職員が学術団体の学会賞等を9件受賞した。</li> </ul>		H18	H19	H20	講演・口頭発表等	388	369	319	論文発表等	241	333	347	うち 原著論文	(83)	(82)	(127)	うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物	(36)	(81)	(39)	うち 著書	(20)	(30)	(17)	うち 行政報告書等	(34)	(41)	(67)	うち その他の専門家向け出版物等	(68)	(99)	(97)
	H18	H19	H20																																
講演・口頭発表等	388	369	319																																
論文発表等	241	333	347																																
うち 原著論文	(83)	(82)	(127)																																
うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物	(36)	(81)	(39)																																
うち 著書	(20)	(30)	(17)																																
うち 行政報告書等	(34)	(41)	(67)																																
うち その他の専門家向け出版物等	(68)	(99)	(97)																																
評価の視点等	【評価項目12 学会発表等の促進】	自己評定  (理由及び特記事項)  論文発表等の累計数は中期計画3年度目において既に目標数の108.4%に達するなど、計画を大幅に上回る水準で推移している。また、学会等における受賞件数は年々増加するなど、論文の質についても高い水準が確保されている。  [数値目標] 講演・口頭発表340回、論文発表等170報程度を目標とする。  [評価の視点] ・ 学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係る報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。  ・ 学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。	評定  (委員会としての評定理由)  論文発表数が目標を大幅に上回っているとともに、学会等における受賞件数が大幅に増加するなど、論文等の質についても高い水準が確保されており、中期計画を大幅に上回るものとして評価できる。  (各委員の評定理由) ・ 論文発表数が目標を大幅に増加し、また、学会賞の受賞件数も増加する等、論文の質の向上に努めた。 ・ 原著論文成果は研究所として大変重要である。 ・ 中期目標を概ね達成するか上回っている。本年度は原著論文数及び学会等における受賞件数の増加に注目したい。 ・ 論文増、受賞増は評価できる。 ・ 論文数が目標値を大幅に上回っているとともに、論文の質も高く評価できる。 ・ 論文発表等の件数は高い水準にあり評価できる。更に学会からの受賞件数も大幅に増加し、高く評価できる。 ・ 原著論文、学会発表等の件数に関しては、中期計画を大幅に上回っていることが認められる。さらに、学会等における受賞件数が大幅に増加するなど、論文等の質についても高い水準が確保されていた。 ・ 数値目標において、講演・口頭発表数は減少したが、授賞対象の発表件数は増加している。論文発表数も大幅に増加し、内訳で英文発表も多く、中期目標を大幅に越えたので A 評価とする。																																

労働安全衛生総合研究所 評価シート(13)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績		
(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。	(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。  ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 ・公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等の発行 ・平成19年度労働安全衛生総合研究所年報、研究所ニュース(メールマガジン)、「労働安全衛生研究」広報欄(その他)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ・平成20年度に終了したプロジェクト研究に係る以下の「特別研究報告」を発行する。 ・橋梁仮設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発 ・液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止 ・職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス ・有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理 ・技術指針「電圧印加式除電気防爆構造基準(仮題)」を発行する。 ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 ・事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌への寄稿を積極的に行う。	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 ・研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」や和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文については、前年度に引き続き、原則として全文をホームページ上で公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語・英語による要約を併せて公開した。 ・「ナノマテリアル取扱関連情報」等社会的関心の高い問題に係る各種情報の網羅的掲載や、「反応性物質のDSC(示差走査熱量計)データ」等事業場が必要とするデータベースを積極的に公開したこと等により、研究所ホームページ( <a href="http://www.jniosh.go.jp/">http://www.jniosh.go.jp/</a> )へのアクセス件数は、前年度の154万件から、340万件へと2倍以上に増加した。  イ 年報、研究所ニュース等の発行 ・平成19年度に創刊した安衛研ニュース(メールマガジン)を対前年度比で12.5%増となる596アドレスに対して月1回配信し、内外における安全衛生研究の動向、研究所主催行事、刊行物等の情報提供を行った。 ・特別研究報告SRR-No.36「人間・機械協調型作業システムの基礎的安全技術に関する研究(最終報告)」、SRR-No.37「橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発」及びSRR-No.38「液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止」を刊行し、行政機関や関係の業界団体に配布した。 ・技術指針TR-NO.43(2008)「工場電気設備防爆指針－国際規格に整合した技術指針2008」を刊行し、行政機関や関係の業界団体に配布した。  ウ 研究成果の一般雑誌等への寄稿 ・一般誌等に41件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。また、新聞・テレビ等の取材に協力し、研究所における研究成果等8件を紹介した。 ・(社)住宅生産団体連合会との共同研究の成果を「低層住宅建築工事におけるリスクマネジメント推進アクションプログラム」として刊行し、傘下会員企業等に配布した。	評 定	S
評価の視点等 【評価項目13 インターネット等による研究成果情報の発信】  [数値目標]	自己評定	S	(理由及び特記事項) 社会的関心の高い問題に係る各種情報や事業場で必要となるデータベースを積極的にホームページに掲載したこと等により、ホームページへのアクセス件数は、前年度の154万件から、340万件へと2倍以上に増加した。	(委員会としての評定理由) 機関誌「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」の全文をはじめ、社会的関心の高い情報、事業場で必要とするデータベースをホームページに掲載するなどによりホームページへのアクセス数を倍増させ、中期計画を大幅に上回るものとして評価できる。	

[評価の視点]

- ・ 調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。

実績:○

研究所が刊行する国際学術雑誌「Industrial Health」や和文雑誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文については、原則として全文をホームページ上で公開した。(業務実績ア参考)

	H18	H19	H20
ホームページへのアクセス件数(万件)	114	154	340

- ・ 調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。

実績:○

技術指針「工場電気設備防爆指針－国際規格に整合した技術指針2008」等を発行したほか、一般誌等に41件の寄稿を行った。(業務実績イ・ウ参考)

	H18	H19	H20
一般誌等への寄稿件数	36	29	41
新聞・TV等への取材協力件数	16	17	8

- ・ 年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。

実績:○

年報等の発行に加え、安衛研ニュース(メールマガジン)の配信等により研究成果の広報を積極的に行った。

	H18	H19	H20
メールマガジンの配信数	—	530	596

(各委員の評定理由)

- ・社会的関心の高い情報、事業場で必要とするデータベースをホームページに掲載したこと等によりホームページへのアクセス数を倍増させた。
- ・成果を公開することは公的研究所として重要。アクセス数も倍増している。
- ・研究成果の積極的な公開がHPへのアクセス件数の著明な増加につながったことを評価したい。
- ・メルマガやアクセス増は情報提供の拡大がうかがえる。
- ・インターネット等による情報発信が精力的に行われている。
- ・情報配信媒体としてインターネットを重視しており、高い実績が得られている。
- ・機関誌「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」の全文を HP に掲載することをはじめ、多様な情報をインターネットで発信するなど、研究成果情報の発信に関して中期計画を大幅に上回っていた。
- ・ホームページ上に「Industrial Health」や「労働安全研究」、特別研究等の掲載、社会の関心を引くセミナー開催などで、アクセス数が倍増させたので A 評価とする。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(14)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
(4) 講演会等の開催 調査及び研究成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。	(4) 講演会、一般公開の開催 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上主催するほか、他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。  イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	(4) 講演会等の開催 ア 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上主催するほか、他機関との共催等を推進する。	(4) 講演会等の開催 ア 安全衛生技術講演会等の開催 ・「安全衛生技術講演会」を平成20年11月6日に仙台市で、同年11月11日に大阪市で、同年11月14日に東京都でそれぞれ開催した。テーマは、「建設業の労働災害防止に関する安全衛生研究の現場への応用」であり、4名の研究職員及び1名の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心に全体で420名であった。参加者へのアンケート調査によれば、講演会の評価が「非常に良い」と「良い」をあわせて63%に達し、高い評価を得た。  ・ 平成21年3月9日に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、研究所及び大学等の研究者による8テーマの講演並びに「安全衛生の新しい課題にいかに対応するか」と題するパネルディスカッションを行った。安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に121人の参加者を得た。  ・ 国際・研究振興センターにおいて、「労働安全衛生研究の国家戦略の国際動向」、「高齢化に伴う労働災害の防止対策」等労働安全衛生施策を企画・検討する上で重要性の高い5テーマについて、国内外の有識者を招聘し、公開セミナーを延べ7回にわたって開催し、最先端の研究情報を提供した。  ・ 四国電力需用者協会と研究所の共催により、電気関係障害防止対策講習会を開催した。  ・ プロジェクト研究等の成果等を広く公開するとともに、労働現場のニーズに沿った研究を推進することを目的として、平成20年12月2日に「研究成果による最新の知見を共有・提供するためのセミナー(プロジェクト研究発表会)」を開催した。  ・ ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所(カナダ)との研究協力協定締結の記念事業として、平成21年2月に在東京カナダ大使館において、「ナノ物質の労働安全衛生面に関する研究」と題する両研究所共催のワークショップを開催した。 ・ 研究協力協定機関であるソウル産業大学(韓国)と当研究所の共催により、平成20年11月にソウル市において国際産業安全衛生シンポジウムを開催し、両国における最先端の労働安全衛生研究を紹介した。平成22年に、我が国において同シンポジウムを開催することとされた。  イ 研究所の一般公開等 ・ 平成20年4月16日に清瀬地区で、同年4月20日に登戸地区で、それぞれ一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行った。参加者数は、清瀬地区206名(前年170名)、登戸地区92名(同85名)と前年に比べ約17%増加した。 ・ 国内外の大学・研究機関や業界団体・民間企業等からの要望に応じ、39件の随時の見学希望に対応した。
評価の視点等	【評価項目14 講演会等の実施】	自己評定  〔数値目標〕 ・ 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。	評定  (理由及び特記事項) 安全衛生技術講演会を全国の3都市で開催するとともに、清瀬・登戸の両地区で一般公開を実施した。また、平成20年度から新たにプロジェクト研究発表会及び公開セミナーを開始した。さらには、研究協力機関、事業者団体等との共催による各種講演会並びに大学実習生・インターンシップの受入等を通じて研究成果の普及に努めた。  安全衛生技術講演会を全国3都市で開催したほか、他機関との共催による講習会、セミナー等を積極的に推進した。
			(委員会としての評定理由) 例年の取組に加え、新たにプロジェクト研究発表会や公開セミナーを開催するなど研究成果の普及に積極的に取り組んでおり、中期計画を上回るものとして評価できる。  (各委員の評定理由) ・ 安全衛生技術講演会の全国3都市での開催、清瀬・登戸両地区での一般公開の実施、新たなプロジェクト研究発表会および公開セミナーの開始、その他各種講演会により研究成果の普及に努めた。 ・ 安全衛生行政講習会の参加者が減っている。 ・ 概ね中期計画に沿って実施されているが、新たに始めたプロジェクト研究発表会と公開

[評価の視点]

- ・研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年3回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。

実績:○

安全衛生技術講演会を3回開催したほか、合計で17回の講習会、発表会等を開催した。このうち、他機関との共催は3回であった。

	H18	H19	H20
安全衛生技術講演会	3	4	3
労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム	1	1	1
プロジェクト研究発表会	—	—	1
公開セミナー	—	—	7
一般公開	—	2	2
他機関と共に開催した講演会等	3	3	3
合計	7	8	17

- ・一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか。

- ・企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。

実績:○

清瀬地区・登戸地区において、それぞれ一般公開を開催した。また、実習生やインターンシップの受入、随時の見学希望にも対応した。(業務実績(4)参照)

実績:△

企画した講演会等は特に定員は定めていないが、一部のものを除き、いずれも多くの参加者を得た。

	H18	H19	H20
安全衛生技術講演会	615	839	420
労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム	193	169	121
プロジェクト研究発表会	—	—	80
公開セミナー	—	—	210
一般公開	299	255	298
他機関と共に開催した講演会等	253	442	250
合計	1,360	1,705	1,379

- ・講演会、一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。

実績:○

効果把握を目的とするアンケート調査を安全衛生技術講演会と一般公開(登戸地区)で実施した。「非常に良かった」、「良かった」とする割合は表のとおりであり、参加者の満足度は高い結果となった。

参加者の満足度

	H18	H19	H20
安全衛生技術講演会	62%	62%	63%
一般公開(登戸地区)	90%	82%	92%

(参考)

- ・安全衛生技術講演会の参加者からは、「新しい情報を入手することができ、大変参考になった。毎年開催して欲しい。」、「毎年出席しており、具体的な問題点、対策、各種基準等を社内で活用している。」、「研究成果の法令への反映が良く理解できた。」、「安全の裏付けとなるデータが分析されており、良かった。」等のコメントが寄せられた。また、開催地の労働局からは、行政職員にとっても有意義な内容であるとして、管内の全労働基準監督署に配布するため、資料の追加送付を求められた。

セミナーを評価したい。

- ・講演会の満足度63%はやや少ない。
- ・公開セミナーを新設するなど、研究成果の普及に努力されている。
- ・公開セミナーという新企画を7回実施したことは高く評価できる。
- ・講演会等の開催に関しては、公開セミナーの開催を新設するなど、積極的な取り組みが行われたものの、その実績は、ほぼ中期計画通りの活動であった。
- ・新規な公開講座、セミナーの開催やプロジェクト研究発表会などにより、研究所の成果は例年以上に多く社会発信されたのでA評価とする。

(その他の意見)

- ・講習会の参加者減は、経済状況の影響とのことであるが、人員不足による安全性の低下がないようさらに工夫推進していただきたい。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(15)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																				
(5) 知的財産の活用促進  研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	(5) 知的財産の活用促進  国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)を活用して特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。	(5) 知的財産の活用促進  特許権の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の協力を得つつ、特許権の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録や、研究所ホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。	<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許の登録総数は33件であり、このうち実施許諾数は3件である。TLO扱いの新規出願件数は2件で総出願件数は7件となり、また、新規の意匠登録は1件で総意匠登録数は4件となった。</li> <li>車椅子転倒衝撃吸収装置についてヨーロッパ特許を取得し、イギリス、フランス、ドイツ及びスウェーデンの4カ国において特許効力が発生するための移行手続きを終えた。</li> <li>特許実施料は、1件51万2千円となった。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研究所扱い</td><td>登録特許</td><td>30(5)</td><td>32(4)</td><td>33(1)</td></tr> <tr> <td>特許出願中</td><td>19(0)</td><td>18(2)</td><td>16(0)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">TLO扱い</td><td>特許出願中</td><td>6(3)</td><td>5(2)</td><td>7(2)</td></tr> <tr> <td>意匠出願中</td><td>3(1)</td><td>1(1)</td><td>0(0)</td></tr> <tr> <td>意匠登録</td><td>3(1)</td><td>3(1)</td><td>4(1)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">特許実施料</td><td>件数</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>金額(千円)</td><td>328</td><td>218</td><td>512</td></tr> </tbody> </table> <p>☆( )内は当年度分であり、内数である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許権の取得を進めるため、内部・外部研究評価において、「特許・実用新案等の出願」を評価項目の一つとして掲げて評価を行うとともに、特許権の取得に通暁した清瀬・登戸両地区の研究職員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究職員の相談に対応した。</li> <li>知的財産の活用促進を図るため、研究所のホームページに「特許の実施」に係る情報を公表し、また、「労働安全衛生研究」(2008年第1巻第3号)に研究所の保有特許の実施に関する原稿を掲載した。</li> </ul>			H18	H19	H20	研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)	33(1)	特許出願中	19(0)	18(2)	16(0)	TLO扱い	特許出願中	6(3)	5(2)	7(2)	意匠出願中	3(1)	1(1)	0(0)	意匠登録	3(1)	3(1)	4(1)	特許実施料	件数	4	1	1	金額(千円)	328	218	512
		H18	H19	H20																																			
研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)	33(1)																																			
	特許出願中	19(0)	18(2)	16(0)																																			
TLO扱い	特許出願中	6(3)	5(2)	7(2)																																			
	意匠出願中	3(1)	1(1)	0(0)																																			
	意匠登録	3(1)	3(1)	4(1)																																			
特許実施料	件数	4	1	1																																			
	金額(千円)	328	218	512																																			
評価の視点等	【評価項目15 知的財産の活用促進】	<table border="1"> <tr> <td>自己評定</td><td>A</td></tr> <tr> <td colspan="2">(理由及び特記事項)  特許の取得促進を図るため、内部・外部研究評価において特許取得を評価項目の一つとして評価するとともに、所内での支援体制を整備している。平成20年度は研究所として初となるヨーロッパ特許を取得し、イギリス、フランス等4カ国で特許効力が発生するための移行手続きを終えた。</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>実績:○ 特許権の取得に暁通した清瀬・登戸両地区の研究職員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応する等支援体制を整備している。登録特許は33件、意匠登録は4件となっている。(業務実績(5)参照)</p> <p>実績:○ 15件の特許を特許流通データベースに登録し、研究所ホームページに13件を掲載した。広報活動による実施の促進を図った。</p> <p>実績:○ 特許の登録総数は対前年度比1件増の33件となり、このうち実施許諾数は3件である。また、意匠登録は同1件増の4件となった。</p> </td></tr> </table>	自己評定	A	(理由及び特記事項)  特許の取得促進を図るため、内部・外部研究評価において特許取得を評価項目の一つとして評価するとともに、所内での支援体制を整備している。平成20年度は研究所として初となるヨーロッパ特許を取得し、イギリス、フランス等4カ国で特許効力が発生するための移行手続きを終えた。		<p>実績:○ 特許権の取得に暁通した清瀬・登戸両地区の研究職員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応する等支援体制を整備している。登録特許は33件、意匠登録は4件となっている。(業務実績(5)参照)</p> <p>実績:○ 15件の特許を特許流通データベースに登録し、研究所ホームページに13件を掲載した。広報活動による実施の促進を図った。</p> <p>実績:○ 特許の登録総数は対前年度比1件増の33件となり、このうち実施許諾数は3件である。また、意匠登録は同1件増の4件となった。</p>		<table border="1"> <tr> <td>評定</td><td>A</td></tr> <tr> <td colspan="2">(委員会としての評定理由)  知的財産の活用促進へ向けて、支援体制の整備をすすめるとともに、車椅子転倒衝撃吸収装置がヨーロッパ特許を取得するなど、中期計画を上回るものとして評価できる。</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許取得促進のため、特許取得を内部・外部評価の評価項目に加える等、支援体制を整備した。</li> <li>特許推進に必要なプロセスが認められ、実績も上がっている。</li> <li>所内で特許取得の支援体制を整えるとともに初めてヨーロッパで特許を取得したことを評価する。</li> <li>ヨーロッパ特許それも車イスは評価できる。もう少し数を増やして欲しい。</li> <li>ヨーロッパ特許取得など努力されていること。</li> <li>高い水準を維持しており評価できる。</li> <li>知的財産の活用促進へ向けて、支援体制の整備をすすめるなど、着実な効果を上げはじめている。また、車椅子転倒衝撃吸収装置がヨーロッパ特許を取得するなど、中期計画を上回った成果をあげた。</li> <li>特許権の取得回数は昨年度と同様であり、中期目標は概ね達成されている状態でありB評価とする。</li> </ul> </td></tr> </table>	評定	A	(委員会としての評定理由)  知的財産の活用促進へ向けて、支援体制の整備をすすめるとともに、車椅子転倒衝撃吸収装置がヨーロッパ特許を取得するなど、中期計画を上回るものとして評価できる。		<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許取得促進のため、特許取得を内部・外部評価の評価項目に加える等、支援体制を整備した。</li> <li>特許推進に必要なプロセスが認められ、実績も上がっている。</li> <li>所内で特許取得の支援体制を整えるとともに初めてヨーロッパで特許を取得したことを評価する。</li> <li>ヨーロッパ特許それも車イスは評価できる。もう少し数を増やして欲しい。</li> <li>ヨーロッパ特許取得など努力されていること。</li> <li>高い水準を維持しており評価できる。</li> <li>知的財産の活用促進へ向けて、支援体制の整備をすすめるなど、着実な効果を上げはじめている。また、車椅子転倒衝撃吸収装置がヨーロッパ特許を取得するなど、中期計画を上回った成果をあげた。</li> <li>特許権の取得回数は昨年度と同様であり、中期目標は概ね達成されている状態でありB評価とする。</li> </ul>																									
自己評定	A																																						
(理由及び特記事項)  特許の取得促進を図るため、内部・外部研究評価において特許取得を評価項目の一つとして評価するとともに、所内での支援体制を整備している。平成20年度は研究所として初となるヨーロッパ特許を取得し、イギリス、フランス等4カ国で特許効力が発生するための移行手続きを終えた。																																							
<p>実績:○ 特許権の取得に暁通した清瀬・登戸両地区の研究職員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応する等支援体制を整備している。登録特許は33件、意匠登録は4件となっている。(業務実績(5)参照)</p> <p>実績:○ 15件の特許を特許流通データベースに登録し、研究所ホームページに13件を掲載した。広報活動による実施の促進を図った。</p> <p>実績:○ 特許の登録総数は対前年度比1件増の33件となり、このうち実施許諾数は3件である。また、意匠登録は同1件増の4件となった。</p>																																							
評定	A																																						
(委員会としての評定理由)  知的財産の活用促進へ向けて、支援体制の整備をすすめるとともに、車椅子転倒衝撃吸収装置がヨーロッパ特許を取得するなど、中期計画を上回るものとして評価できる。																																							
<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許取得促進のため、特許取得を内部・外部評価の評価項目に加える等、支援体制を整備した。</li> <li>特許推進に必要なプロセスが認められ、実績も上がっている。</li> <li>所内で特許取得の支援体制を整えるとともに初めてヨーロッパで特許を取得したことを評価する。</li> <li>ヨーロッパ特許それも車イスは評価できる。もう少し数を増やして欲しい。</li> <li>ヨーロッパ特許取得など努力されていること。</li> <li>高い水準を維持しており評価できる。</li> <li>知的財産の活用促進へ向けて、支援体制の整備をすすめるなど、着実な効果を上げはじめている。また、車椅子転倒衝撃吸収装置がヨーロッパ特許を取得するなど、中期計画を上回った成果をあげた。</li> <li>特許権の取得回数は昨年度と同様であり、中期目標は概ね達成されている状態でありB評価とする。</li> </ul>																																							

労働安全衛生総合研究所 評価シート(16)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																							
7 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講すべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 労働災害の原因調査等の実施 行政から依頼を受けたとき又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、原因調査等を実施する。  イ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講すべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 ウ 鑑定・照会への積極的な対応 労働基準行政、警察行政をはじめ行政機関からの災害等の関連した鑑定、照会等に対して積極的に対応する。 エ 災害発生状況等の分析 災害に関する情報を広く共有することにより再発防止を図るとする行政施策を支援する観点から、厚生労働省からの委託をうけて、労働者死傷病報告や災害調査復命書に記載されている災害発生状況、原因、発生年月日、起因物、事故の型等について取りまとめ、この情報を同省に提出する。 オ 災害調査への的確な対応 厚生労働省をはじめ行政機関からの要請・依頼に迅速、的確に対応する体制をより一層充実するとともに、調査結果の速やかな報告の促進を図る。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 労働災害の原因調査等の実施 ・ 平成20年度の労働災害の原因の調査等の実施状況は、次の表に示すとおり、①厚生労働省からの依頼及び研究所の自主的判断に基づく災害調査が14件、②労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づく鑑定等が14件、③労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等が6件、④行政機関からの依頼調査等が1件となつた。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害調査</td><td>12</td><td>20</td><td>14</td></tr> <tr> <td>鑑定等</td><td>12</td><td>19</td><td>14</td></tr> <tr> <td>労災保険給付に係る鑑別・鑑定</td><td>12</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr> <td>行政機関からの依頼調査</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この他に、前年度から継続している案件として11件の災害調査、4件の鑑定等を実施した。</li> <li>・厚生労働省の協力を得て労働基準監督署に対するアンケート調査を実施したところ、災害調査及び鑑定等について「役立った」とするものの割合が、それぞれ88%、91%に達した。また、都道府県警察本部の全国会議において、当研究所の鑑定書が好事例として紹介された。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原因調査結果等の報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成20年度に実施した災害調査の14件中12件、刑事訴訟法に基づく鑑定等の14件中8件、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等の6件中1件について、それぞれ依頼先に調査結果等を報告した。なお、未報告のものについては、早急に処理する予定である。</li> </ul> </li> <li>ウ 災害発生状況等の分析 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省からの委託事業「労働災害情報作成等事業」については、仕様書に基づき、平成18年の労働者死傷病報告のうち約34,000件及び機械災害約14,000件について電子データベース化を行うとともに、食品加工機械に関連した労働災害約1,600件について、事故の型、機械の種類、災害の直接原因となった可動部の種類等により詳細な分析を行った。これらの成果は、厚生労働省に報告され、行政施策に活用されている。このうち、労働者死傷病報告約34,000件の労働災害情報については、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのホームページに公開され、広く国民の利用に供されている。</li> </ul> </li> <li>エ 災害調査への的確な対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害調査等の質の改善については、次の事項に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①調査の節目における労働災害調査分析センターとの打合せの充実</li> <li>②各研究グループ部長による進行管理の徹底</li> <li>③内部評価委員会等における発表と質疑応答を通じた調整</li> <li>④研究職員を対象とした「災害調査・鑑定の課題とあり方」と題する研修会の開催による、災害調査等に必要な法的知識、依頼元からの要望、災害調査等の運用改善の具体的方法等の周知徹底</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		H18	H19	H20	災害調査	12	20	14	鑑定等	12	19	14	労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9	6	行政機関からの依頼調査	1	3	1	評定	A	(委員会としての評定理由) 労働災害の原因調査等については、例年通り高いレベルで実施され、労働基準監督署および警察署から高い評価を受けている。さらに、労働災害調査等の迅速化や質の改善を積極的に推進していること、災害に関する情報を広く共有することにより再発防止を図るとする行政施策を支援するために新たに死傷病報告の分析等を実施したことなど、中期計画を上回るものとして評価でき
	H18	H19	H20																							
災害調査	12	20	14																							
鑑定等	12	19	14																							
労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9	6																							
行政機関からの依頼調査	1	3	1																							
評価の視点等	【評価項目16 労働災害の原因の調査等の実施】	自己評定	S																							
		(理由及び特記事項) 災害調査、鑑定等については、依頼元である労働基準監督署及び警察署のいずれも、災害原因の解明が困難な事案について科学的根拠に基づき発生原因が特定された等高い評価をしている。 また、災害調査、鑑定等の迅速化、質の改善に積極的に取り組んでいる。																								

[数値目標]

[評価の視点]

- ・ 労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。
- ・ 行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。
- ・ 本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。

さらに、平成 20 年度から始まった委託事業「労働災害情報作成等事業」については、所期の成果を挙げるとともに、その成果がホームページに公開され、広く労働災害防止に活用できるようになった。

実績:○

労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、直属の各研究グループの部長も日常業務の一環として行うこととした。

実績:○

災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするもの又は依頼日が年度末であるものを除き、報告済みである。また、災害調査等の質的な面については、依頼元である労働基準監督署及び警察署のいずれも高い評価をしており、適切さが確保されている。(業務実績 7 参照)

実績:○

労働災害調査分析センターと各研究グループとの連携の強化を図ることにより、研究員の専門性、研究の負荷の状況等を総合的に考慮し、災害調査等のプロジェクトチームを編成している。

る。

(各委員の評定理由)

- ・ 災害原因の解明が困難な調査、鑑定等について、科学的根拠に基づき原因の特定を行い、労働基準監督署および警察署から高い評価を受けた。また、災害調査、鑑定等の迅速化、質の改善に積極的に取り組んだ。
- ・ 死傷病報告の全体の分析は個別の分析と両輪をなす重要なものと考える。それに取り組めたことは大変評価できる。今後もぜひ活用いただきたい。
- ・ 中期計画の目標を達成している。特に「労働災害情報作成等事業」の意義は大きいと考えられる。
- ・ 労災調査改善の取組みは評価できるが、調査のスピードアップが望まれる。
- ・ 労働災害調査等の改善を積極的に推進していること。
- ・ 重要な社会貢献であり、成果も高く評価できる。進行管理等改善への努力も評価できる。
- ・ 労働災害の原因調査等については、例年通り高いレベルで実施された。加えて、労働災害の災害調査等の改善に向けた労働基準監督署に対するアンケート調査において、「役立った」とする回答が 9 割に達するなど、高い評価を受けた。
- ・ 労働災害の原因の調査等は非常に労力を要する業務であり、件数的には昨年同様であるが、国民への貢献度において高いものがあると判断して A 評価とする、また、労働災害のデータベース化も評価できる。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(17)

中 期 目 標 8	中 期 計 画	平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 　労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るために、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 　ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 　イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。 　ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。 　エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 　ア 国内外の技術・制度等に関する調査 　労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 　イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 　　労働衛生重点研究推進協議会において引き続き産業安全に関する研究戦略の策定作業を進め、労働者の安全と死亡・外傷の予防に資する研究の推進に努める。並行して、これまでの労働衛生重点研究の推進と研究課題の見直し作業を進める。 　ウ 最先端研究情報の収集 　　効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。 　エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布 　　最先端の研究情報の収集と発信を目的として以下の刊行物の発行と配付を行う。 　　・労働安全衛生に関する最先端の研究情報に係る国際学術誌「Industrial Health」誌を6回発行する。また、産業安全に係る英文論文の掲載に引き続き努める。 　　・労働安全衛生に関する研究成果に係る和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行、配布する。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 　ア 国内外の技術・制度等に関する調査 　・有害性等が必ずしも明らかになっていないナノマテリアルに関する内外の知見・論文等を収集し、翻訳・要約した上で関係行政機関に情報提供するとともに、研究所のHP上で公開した。 　・国際・研究振興センターにおいて、「労働安全衛生研究の国家戦略の国際動向」、「高齢化に伴う労働災害の防止対策」等労働安全衛生施策を企画・検討する上で重要性の高い5テーマについて、国内外の有識者を招聘し、国際ワークショップを6回開催し、最新の研究動向等について意見交換・情報収集を行った。</p> <p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 　・労働現場における産業安全上の課題・問題点、研究機関が実施すべき調査研究等を明らかにするために、大学・研究機関の研究者、労働安全衛生コンサルタント、企業の安全衛生担当者等1,500人に対して実施したアンケート調査(約900人からの回答)を基に、産業安全分野の重点4研究領域・24優先課題(案)を取りまとめた。また、労働衛生分野に関しては、平成12年に策定した労働衛生研究重点3研究領域・18課題の見直しについて、学識経験者からのヒアリングを行い、今後検討すべき研究課題、研究推進に当たっての留意点等を取りまとめた。 　・平成21年3月4日に第2回労働安全衛生重点研究推進協議会を開催し、上記作業により新たに作成した産業安全分野重点4研究領域・24優先課題(案)及び労働衛生分野重点3研究領域・18課題の見直しについて調査・審議を行った。審議結果を踏まえて、平成21年度中に、新たに産業安全分野と労働衛生分野を統合した「労働安全衛生重点研究領域・優先課題」を策定することとした。 　・平成21年3月9日に第8回労働安全衛生重点研究推進シンポジウムを開催し、121人の参加者を得た。</p> <p>ウ 最先端研究情報の収集 　・国際情報・労働衛生研究振興センターを国際情報・研究振興センターへ組織改正し、安全研究領域も含めた最先端の研究情報の収集と発信及び研究振興の拠点として再編整備した。 　・国際・研究振興センターにおいて、「労働安全衛生研究の国際戦略の国際動向」、「高齢化に伴う労働災害の防止対策」等労働安全衛生施策を企画・検討する上で重要性の高い5テーマについて、国内外の有識者を招聘し、国際ワークショップを6回開催した。 　・客員研究員や産業医科大学との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究職員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。 　・研究職員が大学、民間企業等の研究者との間で、職業性ストレス研究会や遺伝子研究会、人体振動勉強会など5つの研究会を主(共)催し、研究交流及び意見交換を行った。</p> <p>エ 国際学術誌及び和文学術誌の発行と配布 (ア) Industrial Health 　・国際学術誌 Industrial Health を年6回刊行し、国内600、国外430の大学・研究機関等に配布した。 　・平成20年のIndustrial Health誌の投稿論文数は176編で、前年の127件から39%増加し、過去最高を記録した。過去4年連続して100編以上の投稿数が続いているが、雑誌の質を高めるべく、審査をより厳正に行った。なお、過去4年間にわたり欧米からの投稿が25%を上回っており、このことは本誌の国際的評価の高さを示すものである。</p>

	H18	H19	H20
投稿数	109	127	176
掲載論文数	97	110	83
インパクトファクター	0.91	0.79	0.75

- J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)を通じて1995年以降のIndustrial Health 誌の全掲載論文が無料で閲覧できるようにしており、平成20年度は、全世界から書誌事項に12万件を超えるアクセスを得たほか、7万件の全文PDFダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。

(イ)和文学術誌「労働安全衛生研究」等

- 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回刊行し、国内約1,100の大学・研究機関等に配布した。
- テーマ毎に論文をまとめた特別研究報告SRRを年3回刊行し、大学・研究機関のほか、関係する業界団等に配布した。テーマは「人間・機械協調型作業システムの基礎的安全技術に関する研究(最終報告)」、「橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発」及び「液体噴出時の静電気による爆発・火災の防止」の3テーマである。
- 技術指針TR-NO.43(2008)「工場電気設備防爆指針—国際規格に整合した技術指針2008」を刊行し、行政機関や関係の業界団体に配布した。同指針は、労働安全衛生法令を補完するものとして、広く産業界で活用されている。
- (社)住宅生産団体連合会との共同研究の成果を「低層住宅建築工事におけるリスクマネジメント推進アクションプログラム」として刊行し、傘下会員企業等に配布した。

評価の視点等 [数値目標]	【評価項目17 労働安全衛生分野の研究の振興】	自己評定	S	評 定	S	
		(理由及び特記事項)		(委員会としての評定理由)		
		労働安全衛生重点研究推進協議会において、多数の学識経験者による助言・協力を得て、研究所のみならず広く日本における今後の労働安全衛生研究の指針となる「安全衛生重点研究領域・優先研究課題」の策定作業が順調に進行している。 また、延べ6回の国際ワークショップ及び延べ7回の公開セミナーの開催により、海外を含めた最先端の研究情報の収集・発信を行い、研究振興を図った。 国際学術誌 Industrial Healthへの投稿論文数は、前年の127件から39%増加し176編となり、また、全世界から書誌事項に12万件を超えるアクセスを得るなど、国際学術誌としての評価が確実に高まっている。 国際学術誌「Industrial Health」を年6回発行した。(業務実績エ(ア)参照) 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行した。(業務実績エ(イ)参照)		日本における今後の労働安全衛生研究の指針となる安全衛生重点研究領域・優先研究課題の作業を行っているほか、年6回発行した国際学術誌 Industrial Healthにおいて投稿論文数もかなり増加するなど顕著な成果を上げており、中期計画を大幅に上回るものとして評価できる。		
		実績:○ 行政からの依頼等を受け、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。 実績:○ 労働安全衛生重点研究推進協議会において、新たに産業安全分野と労働衛生分野を統合した「安全衛生重点研究領域・優先課題」の策定作業を開始した。(業務実績イ参照)		(各委員の評定理由)		
				・多数の学識経験者による助言、協力を得て、日本における今後の労働安全衛生研究の指針となる安全衛生重点研究領域・優先研究課題の作業を行っている。また、国際ワークショップ6回、公開セミナー7回を開催し、海外を含めた最先端情報の収集・発信を行い、研究振興を図った。国際学術誌 Industrial Healthは年6回発行しており、投稿論文数もかなり増加する等、国際学術誌としての評価が高まった。 ・Industrial Healthの海外を含めた投稿数の増加は評価できる。 ・労働安全衛生分野における国内外の研究振興への貢献は顕著である。 ・着実に成果を上げている。更に努力を。 ・国際的評価が着実に高まって来ていること。 ・Industrial Healthの成果は極めて高く評価できる。 ・労働安全衛生重点研究推進協議会の活動ならびにシンポジウムなどを通じて、日本の労働安全衛生研究の方向を提案したほか、学術誌の定期刊行などによって、労働安全衛生分野の研究の振興に、中期計画を上回る成果を上げた。 ・国際誌「Industrial Health」と和文誌「労働安全衛生研究」の発行数や掲載論文数は中期目標を達成している。雑誌への応募論文数の増加は多くなっているが、そのほとんどは中国や韓国、中東から		

<ul style="list-style-type: none"> <li>内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。</li> <li>国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。</li> </ul>	<p>実績:○ 国際情報・労働衛生研究振興センターを国際情報・研究振興センターへ改組し、産業安全分野を含めた内外の最先端の研究情報の収集・発信を行った。(業務実績エ参照)</p> <p>実績:○ 研究成果を各種学術誌・研究報告書として刊行し、広く関係者に提供した。(業務実績エ参照)</p> <table border="1" data-bbox="841 460 1826 774"> <thead> <tr> <th data-bbox="841 460 1095 505">学術誌等の種類</th><th data-bbox="1095 460 1826 505">発行部数等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="841 505 1095 595">Industrial Health</td><td data-bbox="1095 505 1826 595">年6回刊行、国内600・国外430の大学・研究機関等に配布</td></tr> <tr> <td data-bbox="841 595 1095 640">労働安全衛生研究</td><td data-bbox="1095 595 1826 640">年2回刊行、国内約1,100の大学・研究機関等に配布</td></tr> <tr> <td data-bbox="841 640 1095 774">その他</td><td data-bbox="1095 640 1826 774"> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別研究報告 SSR を年3回刊行</li> <li>プロジェクト研究報告を年1回刊行</li> <li>技術指針「工場電気設備防爆指針－国際規格に整合した技術指針 2008」刊行</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	学術誌等の種類	発行部数等	Industrial Health	年6回刊行、国内600・国外430の大学・研究機関等に配布	労働安全衛生研究	年2回刊行、国内約1,100の大学・研究機関等に配布	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別研究報告 SSR を年3回刊行</li> <li>プロジェクト研究報告を年1回刊行</li> <li>技術指針「工場電気設備防爆指針－国際規格に整合した技術指針 2008」刊行</li> </ul>	<p>の件数の増加で、本邦で発刊されている国際誌において共通して近年目立つ現象であることに注意する。</p>
学術誌等の種類	発行部数等									
Industrial Health	年6回刊行、国内600・国外430の大学・研究機関等に配布									
労働安全衛生研究	年2回刊行、国内約1,100の大学・研究機関等に配布									
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別研究報告 SSR を年3回刊行</li> <li>プロジェクト研究報告を年1回刊行</li> <li>技術指針「工場電気設備防爆指針－国際規格に整合した技術指針 2008」刊行</li> </ul>									

労働安全衛生総合研究所 評価シート(18)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績		
(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 ・諸大学との連携大学院協定の締結更新と学術交流を進める。 イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣 ・研究職員を大学の客員教授、非常勤講師として、若手研究者等の育成に寄与する。 ウ 若手研究者等の受け入れ ・国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受け入れを行う。 エ 労働安全衛生機関の支援 ・諸機関の要請に応じて研究職員による他の組織の適切な協力・支援を行う。	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 ・連携大学院協定を締結している日本大学理工学部、長岡技術科学大学、大阪大学、東京都市大学、神奈川工科大学、北里大学及び三重大学において、研究職員が客員教授等として10名、客員准教授等として10名任命され、教育研究活動を支援した。 ・連携大学院協定に基づき、日本大学理工学部、長岡技術科学大学、東京都市大学及び北里大学の大学院生計6名を研究生として受け入れ、修士論文・博士論文執筆のための研究指導を行った。北里大学の大学院生は、研究所での論文執筆により、医学博士号が授与された。</p> <p>イ 大学客員教授等の派遣 ・東京大学、北海道大学、横浜国立大学等23大学・機関に対して29名の研究職員が客員教授、非常勤講師等として教育支援を行った。(連携大学院制度に基づく派遣を除く。)</p> <p>ウ 若手研究者等の受け入れ ・連携大学院制度に基づく研究生6名、日本学術振興会の外国人特別研究員1名、厚生労働科学研究費によるリサーチャージメント1名を始め、内外の大学・研究機関から計49名の若手研究者等を受け入れ、研究指導等を行った。</p> <p>エ 労働安全衛生機関の支援 ・労働政策研究・研修機構の産業安全専門官研修及び労働衛生専門官研修、中国安全衛生科学技術強化プロジェクト(JICAプロジェクト)のカウンターパート研修等外部機関が行う研修の研修生を受け入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。 ・このほか、地方労働局が実施する技術研修、労働災害防止団体が行う安全衛生大会等に対し、講師として多くの研修職員を派遣した。</p>		
評価の視点等 【評価項目18 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献】 [数値目標] [評価の視点] ・ 諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。	自己評定	A	評定	A	
	(理由及び特記事項) 7大学との連携大学院協定に基づく活動や非常勤講師の派遣等により諸大学等との連携を強化し、若手研究者を受け入れたほか、労働安全衛生機関への協力・支援も適切に行なった。  実績:○ 7大学との連携大学院協定に基づく連携を強化し、その他の大学・労働安全衛生機関への協力・支援も適切に行なった。		(委員会としての評定理由) 7大学との連携大学院協定に基づく活動や非常勤講師の派遣等、大学との連携強化、若手研究者の受け入れ、労働安全衛生機関への協力・支援に努めた。特に、国内外の若手研究者受け入れ実績数は数値目標を大幅に越え、その育成に大きな貢献をしており、中期計画を上回るものとして評価できる。	(各委員の評定理由) ・7大学との連携大学院協定に基づく活動や非常勤講師の派遣等、大学との連携強化、若手研究者の受け入れ、労働安全衛生機関への協力・支援に努めた。 ・ほぼ例年並みに実施されている。 ・若手研究者を実際に49人も受け入れるなど、その育成へ大きな貢献をしている。 ・幅広い連携大学院協定で、日本の研究水準をさらに引き上げて欲しい。 ・若手研究員の育成への貢献は認められるが、より一層の努力を望む。 ・若年研究員等の受け入れ数も着実に増加している。 ・連携大学院制度の推進、研究職員の派遣・若手研究員の受け入れ等で、中期計画を上回る実績を上げた。 ・国内外の若手研究者受け入れ実績数は数値目標を大幅に越えており、その育成に貢献しているの	

で A 評価とする。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(19)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
(3) 研究協力の促進 非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。	(3) 研究協力の促進 ア 欧米及びアジア諸国的主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。  ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。	(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 ・ 欧米・アジア諸国的主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究等を進める。 イ 研究交流会等 ・ フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員との研究交流会を開催し、研究情報の相互交換を行う。 ウ 企業、大学等の産業医、研究者等との研究交流の促進 ・ 非公務員化のメリットを活かし、企業、大学等の産業医、安全衛生管理者、研究者との研究交流を促進する。 エ 共同研究 ・ 上記により、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。また、20人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。	(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等の締結 ・ 本年度、新たにマウントサイナイ医科大学(米国)及びローベル・ソウベ労働安全衛生研究所(カナダ)と研究協力協定を締結し、マウントサイナイ医科大学とは石綿による健康障害防止について、ローベル・ソウベ労働安全研究所とはナノマテリアル及び振動障害防止の分野で、それぞれ共同研究を開始した。 ・ なお、これにより研究協力協定を締結した国外の研究機関は合計で6カ国11機関となり、これら研究機関と労働安全衛生関係の幅広い分野において研究協力協定に基づく共同研究を進めた。 ・ ソウル産業大学(韓国)と当研究所の共催により、平成20年11月にソウル市において国際産業安全衛生シンポジウムを開催した。平成22年には、我が国において同シンポジウムを開催することされた。 ・ ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所(カナダ)との研究協力協定締結の記念事業として、平成21年2月に在東京カナダ大使館において、「ナノ物質の労働安全衛生面に関する研究」と題する両研究所共催のワークショップを開催した。 ・ 研究職員が訪問研究員として英國安全衛生研究所に6か月間滞在し、量子化学計算による不安定物質と金属イオンの反応機構について研究を行った。 ・ 中国国家留学基金管理委員会の留学生として採択された中国海洋大学(中国)博士課程1年生1名を研究協力協定に基づく研究生として6か月間受入れ、遠心模型実験による地盤の安定性に関する研究指導を行った。 ・ 温熱環境による健康影響に関する分野を中心に協同研究を実施しているランド大学(スウェーデン)との間で研究協力協定を結ぶことについて意見交換を行った。  イ 研究交流会等 ・ フェロー研究員として44名(うち新規30名)、客員研究員として24名(うち新規12名)を委嘱し、客員研究員研究交流会の開催等により研究情報の交換を行った。  ウ 企業等の産業医、研究者等との研究交流 ・ 研究職員が大学、民間企業等の研究者との間で、職業性ストレス研究会や遺伝子研究会、人体振動勉強会など5つの研究会を主(共)催し、研究交流及び意見交換を行った。  エ 共同研究 ・ 労働安全衛生部分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。この結果、研究所職員が研究代表者である全研究課題のうち、共同研究が占める割合は39%となった。また、共同研究等に伴う研究員等の派遣・受入人数は、派遣は対前年度比2人減少の18人に、受入は29人増加の49人となった。
評価の視点等	【評価項目19 研究協力の推進】	自己評定 (理由及び特記事項) 新たに2件の研究協力協定を締結し、ナノマテリアル・石綿等緊急性の高い分野において、世界的な研究拠点である大学・研究機関と国際共同研究を推進することとした。 また、研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した結果、中期目標に掲げられた2つの数値目標(①全研究課題のうち共同研究が占める割合15%以上、②研究員の派遣・受入数20人以上)については、いずれも2倍以上の実績となった。 GOHNET研究は、WHOが進める世界活動計画の一環として実施しているプロジェクト研究であり、国際社会への貢献が期待されているものである。  [数値目標]	評定 (委員会としての評定理由) ナノマテリアル・石綿等、これらの物質による生体影響と予防対策に関する緊急性の高い分野において、世界的な研究拠点である大学・研究機関と新たに2件の研究協力協定を締結し、国際共同研究を推進した。さらに、研究員の派遣、受入数は、中期目標の数値目標である20人を大幅に越えて49人の実績をつくり、共同研究の実施状況も増加し、全研究課題に占める割合は39%と目標の15%を大幅に越えており、労働安全衛生分野における中心的機関として、同分野における研究を進行し若手研究者等の育成を図る観点から中期計画を上回るものとして評価できる。  (各委員の評定理由) ・ナノマテリアル・石綿等緊急性の高い分野において、世界的な研究拠点である大学・研究機関と新

- ・毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受け入れを行う。
- ・全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。

[評価の視点]

- ・大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され、全研究課題の15%以上が共同研究として実施されているか。

- ・共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究者の研究交流が促進され、毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。

- 平成20年度に研究職員18人を派遣し、企業等から49人の研究者を受け入れた。
- ・平成20年度における全研究課題に占める共同研究の割合は39%となった。

実績:○

研究所職員が研究代表者である全研究課題のうち、研究所外との共同研究が占める割合は、前年度を4%ポイント下回ったものの、目標を大きく上回る39%であった。

	H18	H19	H20
全研究課題に占める共同研究割合	35%	43%	39%

実績:○

外部機関との研究交流により、研究職員18人を派遣し、企業等からの49人の研究者を受け入れた。目標数の20名を大幅に上回った。

	H18	H19	H20
研究員の派遣	22	20	18
研究員の受入	29	20	49

たに2件の研究協力協定を締結し、国際共同研究を推進した。共同研究の推進を図り、全研究課題に占める共同研究の割合を増加させ、また、研究員の派遣・受入等に関する数値目標を大幅に向上した。

- ・海外の有力機関との連携が進んでいる。
- ・国内外の機関との研究協力の状況は中期計画の目標を上回っている。
- ・共同研究比率が極めて高い。国際協力は重要。ただ、なぜ中期計画との乖離が大きいのか、その原因影響はどうか。
- ・共同研究、研究員の相互派遣が目標値を大幅に上回っている。
- ・研究協力も多面的に増加しており、高く評価できる。
- ・中期計画の数値目標を大幅に超えて達成していることは高く評価できる。
- ・米国マウントサイナイ医科大学と新たに国際的研究協力協定を締結したことはじめ、国際的な研究協力、さらに研究員の相互派遣などの面において、中期計画を上回った活動を行った。
- ・研究員の派遣、受入数は、中期目標の数値目標である20人を大幅に越えて49人の実績をつくり、共同研究の実施状況も増加し、全研究課題に占める割合は39%と目標の15%を大幅に越えているので、この項目はA評価とする。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(20)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成20年度の業務の実績		
9 公正での的確な業務の運営 研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正での的確な業務の運営を行うこと。	9 公正での的確な業務の運営 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。	9 公正での的確な業務の運営 ア 情報の管理 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。 イ 研究倫理 国の定めた研究倫理指針等に則つて研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。 ウ 遵守状況の把握 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の諸規則の遵守状況の把握に努める。	9 公正での的確な業務の運営 ア 情報の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年1月に個人情報管理規程を改正し、個人情報保護管理者及び保護担当者を研究所の実態に合わせて追加選任し、より的確な個人情報管理を行える体制を整備した。</li> <li>総務省が主催する「情報公開・個人情報保護法の運営に関する研修会」や「独立行政法人情報公開・個人情報担当者連絡会議」に職員を派遣し、その後、伝達等を実施した。</li> <li>平成20年度における情報公開請求は0件であった。</li> <li>情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与基準)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等も研究所のホームページ上で積極的に公開した。</li> </ul> イ 研究倫理 <ul style="list-style-type: none"> <li>研究倫理審査委員会規程に基づき、外部の学識経験者、一般の立場を代表する外部の者(近隣の小学校長)等を含む研究倫理審査委員会を1回開催し、10件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、条件付き承認又は変更勧告となった7件については、研究実施に先立ち、被験者の同意書等必要な書類の整備・再提出等を行わせた。</li> <li>動物実験に関する指針、動物実験委員会規程及び動物実験施設利用規程を抜本的に見直し、動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験を行う体制を整備した。平成21年3月に第1回動物実験委員会を開催し、7件の動物実験について厳正な審査を行った。(全件とも計画の修正が必要と判定され、翌4月に再審査を行うことされた。)</li> <li>科学研究費補助金取扱規程に基づき科学研究費補助金不正使用防止対策を進めた。</li> <li>利益相反審査・管理委員会規程を新たに策定し、平成21年度から、役職員が調査研究を行う上で、その活動の成果に基づき得ることのできる個人的利益が、役職員としての責務又は公共の利益を損なわないように適正に審査及び管理する体制を整えた。</li> </ul> ウ 遵守状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>法令・規則遵守担当等を担当する業務責任者を配置し、法令等の遵守に関する啓発・モニタリング活動を行った。</li> <li>研究所のホームページに不正通報窓口を配置し、研究所外部からの通報をメールで受け付けられるようにした。</li> <li>セクハラ等社会的に大きな問題になっている事項をテーマとした職員研修会を開催し、職員の意識啓発・トラブルの未然防止に取り組んだ。</li> </ul>		
評価の視点等  【評価項目20 公正での的確な業務の推進】  [数値目標]  [評価の視点] ・ 情報公開、個人情報保護等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。	自己評定  (理由及び特記事項) 情報公開・個人情報保護及び研究倫理の確保については、従来から適切に取り組んでいるところであるが、平成20年度においては、利益相反審査・管理委員会規程や動物実験委員会規程を整備するなど、研究者の職業倫理の保持及び業務の公正な運営に注力した。  実績:○ 個人情報管理規程を改正し、的確な個人情報管理を行える体制を整備し、運用している。(業務実績A参照)	A	<table border="1"> <tr> <td>評定  (委員会としての評定理由) 動物実験において厳正な研究倫理審査が行われるとともに、利益相反審査・管理委員会規程等を整備するなど、公正での的確な業務の推進を目指した多面的な活動が行われており、概ね中期計画にそった実績と言える。</td> <td>B  (各委員の評定理由) ・利益相反審査・管理委員会規程や動物実験委員会規程を整備する等、研究者の職業倫理の保持、業務の公正な運営に努めた。</td> </tr> </table>	評定  (委員会としての評定理由) 動物実験において厳正な研究倫理審査が行われるとともに、利益相反審査・管理委員会規程等を整備するなど、公正での的確な業務の推進を目指した多面的な活動が行われており、概ね中期計画にそった実績と言える。	B  (各委員の評定理由) ・利益相反審査・管理委員会規程や動物実験委員会規程を整備する等、研究者の職業倫理の保持、業務の公正な運営に努めた。
評定  (委員会としての評定理由) 動物実験において厳正な研究倫理審査が行われるとともに、利益相反審査・管理委員会規程等を整備するなど、公正での的確な業務の推進を目指した多面的な活動が行われており、概ね中期計画にそった実績と言える。	B  (各委員の評定理由) ・利益相反審査・管理委員会規程や動物実験委員会規程を整備する等、研究者の職業倫理の保持、業務の公正な運営に努めた。				

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。</li> <li>・ そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。</li> <li>・ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関する法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。 (政独委・評価の視点事項 5)</li> </ul>	<p>実績:○</p> <p>研究倫理審査委員会を設置し、厳正な審査を行うとともに、必要な措置の徹底を図った。（業務実績イ参照）</p> <table border="1" data-bbox="841 303 1730 550"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査件数</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>うち承認</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>うち条件付き承認</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>うち変更勧告</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>うち不承認</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績:○</p> <p>所内規程の整備や、必要な研修を行うこと等により、業務の公共性、職員の服務基準等に則った業務運営を行った。（業務実績ウ参照）</p> <p>実績:○</p> <p>監事による監査、独立監査人による監査を厳正に実施するとともに、当該監査で指摘された事項については、是正に向けた取組みを行っている。また、役職員の報酬・勤務条件等については、HPで積極的に公開している。</p>		H18	H19	H20	審査件数	17	15	10	うち承認	5	11	3	うち条件付き承認	9	3	6	うち変更勧告	3	-	1	うち不承認	-	1	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益相反委員会は全国的なニーズに対応したものであり、標準的と考える。</li> <li>・概ね中期目標を達成している。</li> <li>・動物実験において厳正な研究倫理審査が行われ、利益相反審査・管理委員会規定等の整備に努力されていること。</li> <li>・動物実験規程見直しは時代に応じた対応として望ましい。</li> <li>・中期目標に従い適切に実施されている。</li> <li>・公正で的確な業務の推進を目指した多面的な活動が行われ、中期計画通りの成果が上がったと評価できる。</li> <li>・情報公開、個人情報の保護等に関して関連法令を遵守して研究活動を実施しているが、動物実験倫理規定の項目では申請課題すべてが再審査であることは実験体制の早期の見直しと改善が必要であり B 評価とする。</li> </ul>
	H18	H19	H20																							
審査件数	17	15	10																							
うち承認	5	11	3																							
うち条件付き承認	9	3	6																							
うち変更勧告	3	-	1																							
うち不承認	-	1	-																							

労働安全衛生総合研究所 評価シート(21)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績			
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。	第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。  イ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図り、自己収入の確保に努める。	第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 競争的研究資金、受託研究の獲得 [再掲] 関係省庁、公益団体、企業等の競争的資金に積極的に応募とともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。  イ 自己収入の確保 [再掲] 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努めるとともに、その有効な活用のための仕組みについて検討する。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 競争的研究資金、受託研究の獲得 ・ 文部科学省及び日本学術振興会科学研究費補助金17件(うち研究代表者12件)、厚生労働科学研究費補助金11件(うち研究代表者4件)、環境省廃棄物処理等科学研究費補助金1件の合計29件85,064千円の競争的研究資金を獲得した。また、民間企業からの受託研究4件を含む8件57,370千円の受託研究等を獲得した。			
			H18	H19	H20	
			競争的資金の導入 件数	30	27	29
			金額(千円)	104,937	78,823	85,064
			受託研究等 件数	11	5	8
			金額(千円)	24,790	18,627	57,370
			合計金額(千円)	129,727	97,450	142,434
評価の視点等	【評価項目21 運営費交付金以外の収入の確保】	自己評定	S	評 定	A	
[數値目標]	(理由及び特記事項) 競争的研究資金・受託研究等の獲得に取り組んだ結果、競争的研究資金は対前年度比で件数は2件増加し、合計金額は7.9%増の85,064千円となった。また、受託研究費等は民間企業からの4件を含む8件となり、受託金額合計額は対前年度比の3.1倍となる57,370千円となった。 研究施設の有償貸与、著作権等による自己収入の総額は対前年比で1.9倍となる1,975千円となった。この内、施設貸与の金額は、前年度の4倍以上となった。		(委員会としての評定理由) 競争的研究資金、受託研究等の獲得に努め、増額させた。また、研究施設の有償貸与、著作権等による自己収入も大きく増額させており、中期計画を上回るものとして評価できる。			
[評価の視点]	実績:○ 競争的研究資金・受託研究等の獲得に取り組んだ結果、29件85,064千円の競争的研究資金及び民間企業からの受託研究4件を含む8件57,370千円の受託研究等を		(各委員の評定理由) ・競争的研究資金、受託研究等の獲得に努め、増額させた。また、研究施設の有償貸与、著作権等による自己収入も大きく増額させた。 ・ほぼ全ての項目で資金・収入が増加している。 ・中期目標を上回っていると判断する。特に委託研究費と高額機材・大型施設の有償貸与の増額が顕著である。 ・競争的資金、受託研究、施設貸与、著作権、特許実施料ともに実績を上げている。			

<p>(政独委・評価の視点事項2 (1) と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。</li> <li>当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 (具体的取組) 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</li> </ul> <p>(政独委・評価の視点事項1(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。 (政独委・評価の視点事項1(2))</li> </ul>	<p>獲得し、その合計額は前年度・前々年度を上回った。(業務実績A参照)</p> <p>実績:○ 研究施設の有償貸与の促進等に取り組んだ結果、高額機材等の有償貸与に結実し、施設の有償貸与、著作権等による自己収入金額は年々着実に増加している。 (業務実績イ参照)</p> <p>実績:○ 著作権料等のほか、講師謝金、委員会出席謝金等による収入により、当期総利益は15百万円となった。法人の業務運営には問題等はない。</p> <p>実績:○ 利益剰余金は32百万円であり、過大な利益とはなっていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>19年度が大幅に減少しているので、大幅に増加しているとは認め難い。競争的資金の導入、受託研究等の獲得により一層の努力を望む。</li> <li>競争的研究資金、自己収入の確保ともに著しい伸びを示しており高く評価できる。</li> <li>運営費交付金以外の収入の確保の面で、中期計画を上回る実績を上げたことが認められる。(ただし、本評価項目21の内容は、すでに、評価項目3ならびに15において取り上げている。)</li> <li>運営交付金以外に、競争的資金は増加しないが受託研究の受入は顕著に増加し、収入増加に寄与したことはA評価である。</li> </ul> <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受託研究の業務時間が増すことは、一般業務の効率的運営に影響が出ないか懸念する。次年度の研究成果の質の変化に注目する。</li> </ul>
--	--	---

労働安全衛生総合研究所 評価シート(22)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績								
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 (1)予算、収支計画及び資金計画 ア 予算については、別紙1のとおり。 イ 収支計画については、別紙2のとおり。 ウ 資金計画については、別紙3のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 (1)限度額 290百万円 (2)想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p>	<p>2 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算については別紙 5 のとおり。 財務内容の改善についてはラスピレス指数も考慮する。 (2) 収支計画については別紙 6 のとおり。 (3) 資金計画については別紙 7 のとおり。</p> <p>第 4 短期借入金の限度額 1 限度額 290 百万円 2 想定される理由 (1) 予算成立の遅れ等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払いなど、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第 5 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p>	<p>2 予算、収支計画及び資金計画 (1) 施設経費の節減 ・ 研究施設、研究室の効率的な利用を促進する観点から、光熱水料を研究棟ごとに月次で把握した結果を部長等会議に報告し、施設等の効率的な利用を働きかけた。 ・ 平成20年度に本格稼働した静電気特性測定用恒温恒湿施設及び平成20年度に改修した低温実験室について、施設規模の小型化、電力消費の高効率化を図った。 ・ 退職研究職員の研究室を整備し、新規採用研究職員や研究室が手狭になった研究員への配分等を行い、有効活用を図った。</p> <p>(2) 研究経費の節減 ・ 研究設備・機器の購入、保守管理・メンテナンス等について、特定の業者にしかできないとして随意契約していたものを見直し、仕様書を作成して競争入札を行うことにより、経費の節減を図った。</p> <p>(3) 全体予算 ・ 平成20年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 ・ 経費削減の達成度については平成20年度の運営費交付金を充当して行う事業について、人件費(退職手当を除く。)は予算額に対して96.4%、一般管理費は予算額に対して98.4%、業務経費は予算額に対して88.0%の執行となった。</p>								
評価の視点等	<p>【評価項目22 予算、収支計画及び資金計画】</p> <p>(理由及び特記事項) 運営費交付金を充当して行う事業について経費の節減を図り、支出額を当初予算に対して6.5%以上削減するなど、業務運営の効率化を図った。</p> <p>[数値目標] [評価の視点] ・経費削減の達成度はどのくらいか。</p>	<table border="1"> <tr> <td>自己評定</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(委員会としての評定理由) 施設経費の節減、研究経費の節減、全体予算の執行など、予算、収支計画及び資金計画などは、中期計画を上回るものとして評価できる。</td> </tr> </table> <p>実績:— 平成20年度の運営費交付金を充当して行う事業について、以下のような経費節減を図った。</p>	自己評定	A	(委員会としての評定理由) 施設経費の節減、研究経費の節減、全体予算の執行など、予算、収支計画及び資金計画などは、中期計画を上回るものとして評価できる。		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(各委員の評定理由) ・経費節減を図り、支出額を削減する等、業務運営の効率化を図った。 ・運営費交付金事業の経費削減は評価できる。 ・経費の節減を見込んだ予算は中期計画に沿って堅実に執行されていると考えられる。</td> </tr> </table>	評定	A	(各委員の評定理由) ・経費節減を図り、支出額を削減する等、業務運営の効率化を図った。 ・運営費交付金事業の経費削減は評価できる。 ・経費の節減を見込んだ予算は中期計画に沿って堅実に執行されていると考えられる。	
自己評定	A										
(委員会としての評定理由) 施設経費の節減、研究経費の節減、全体予算の執行など、予算、収支計画及び資金計画などは、中期計画を上回るものとして評価できる。											
評定	A										
(各委員の評定理由) ・経費節減を図り、支出額を削減する等、業務運営の効率化を図った。 ・運営費交付金事業の経費削減は評価できる。 ・経費の節減を見込んだ予算は中期計画に沿って堅実に執行されていると考えられる。											

支出項目			
	人件費(退職手当を除く)	一般管理費	業務経費
当初予算額に対する執行率	96.4%	98.4%	88.0%

実績:○  
中期計画に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行した。

実績:－  
退職手当支出の計画と実績の差異は、定年退職予定者が自主退職したことによるもの。施設整備費補助金は、競争入札の徹底により経費を節減したものである。

費目	予定額	実績
退職手当支出(千円)	174,957	156,887
施設整備費補助金による支出(千円)	250,620	234,675

実績:－  
運営交付金債務は、経費節減等により生じたものであり、合理的な理由に基づくものである。  
当所運営費交付金債務額 283,970千円

- 競争入札の取組が遅い。
- 努力が認められる。
- 施設経費の節減、研究経費の節減、全体予算の執行など、予算、収支計画及び資金計画などは、中期計画を上回る実績を上げたことが認められる。
- 予算、収支計画及び資金計画は概ね中期目標を達成しているのでB評価である。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(23)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																						
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付き任用を活用する。</p> <p>イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化を推進する。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>ア 新規研究員の採用に際しては公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。</p> <p>イ 研究職員の昇任、昇格、昇給に関してより公正な人事方式の採用に努める。</p> <p>ウ 適材適所の原則により人事計画の効率化に努める。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>ア 新規研究員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究者人材データベース(JREC-IN)及び大学病院医療情報ネットワーク(UMIN)への登録、80を超える大学への公募案内の通知、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員の採用活動を行った。</li> <li>前年度に採用内定した5名を平成20年4月1日付けで採用するとともに、平成20年度の公募に応募した20名の中から、平成21年1月1日付けで2名を任期付研究員として採用した。また、女性2名を含む3名を平成21年4月1日付採用予定者として内定した。</li> <li>1月1日付け採用の2名及び平成21年4月1日付け採用を内定した3名の計5名のうち4名は、博士号取得者(医学2名、獣医学1名、人間科学1名)であり、今後、健康研究領域、環境研究領域において即戦力としての活躍が期待されるものである。</li> <li>平成17年度に任期付きとして採用した研究員について研究所内審査を行い、平成20年度に任期を付さない研究員として採用した。</li> </ul> <p>イ 研究職員の昇任、昇格、昇給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度に統一した清瀬地区・登戸地区共通の業績評価基準に基づき、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献、④独法貢献の4つの観点から研究職員の評価を行い、その結果を昇任、昇格等の人事及び優秀研究者表彰(2名)・若手研究者表彰(3名)に反映させた。評価については公平性及び適正性を確保するため、研究職員の所属部長等による第1段評価、領域長による第2段評価、地区担当役員による第3段評価の3段評価方式とした。</li> </ul> <p>ウ 人事計画の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究職員の業績評価結果を基に、役員のリーダーシップの下、総務部門及び研究企画部門が連携しつつ適材適所の原則による研究職員の人事異動等を行った。</li> </ul> <p>(2)人員の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度初の常勤職員数は119名であり、年度末の常勤職員数は117名となった。</li> </ul> <p>(3)人件費総額見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度における人件費の総額は1,032百万円で、平成20年度計画における当年度中の人件費総額見込み(1,054百万円)と比べて22百万円の節減となった。</li> </ul>																						
評価の視点等	【評価項目23 人事に関する計画】	<table border="1"> <tr> <td>自己評定</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由及び特記事項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考を適切に実施するとともに、昇任、昇格等の人事管理については、評価基準に基づく公平かつ適正な評価を行い、その結果を人事管理に反映させている。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">当年度末の常勤職員数の実績 117人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実績:○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資質の高い人材を採用するため、公募情報を広く周知し若手任期付き研究員の採用を実施した。(業務実績ア参照)</td> </tr> </table>	自己評定	A	(理由及び特記事項)		資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考を適切に実施するとともに、昇任、昇格等の人事管理については、評価基準に基づく公平かつ適正な評価を行い、その結果を人事管理に反映させている。		当年度末の常勤職員数の実績 117人		実績:○		資質の高い人材を採用するため、公募情報を広く周知し若手任期付き研究員の採用を実施した。(業務実績ア参照)		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(委員会としての評定理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新規研究員の採用、研究職員の昇任、昇格、さらに人件費総額の節減、給与水準など、概ね中期計画にそった実績と言える。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(各委員の評定理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>公募による選考を適切に実施し、昇任、昇格等の人事管理を評価基準に基づき、公平、適正に行っている。</li> <li>平成20年度の数値目標は達成しているが、中期計画の目標達成に向けさらなる努力が求められる。</li> <li>節減は望ましいが、研究員の待遇が十分ではない。</li> <li>計画に従って実施されている。</li> </ul> </td> </tr> </table>	評定	B	(委員会としての評定理由)		新規研究員の採用、研究職員の昇任、昇格、さらに人件費総額の節減、給与水準など、概ね中期計画にそった実績と言える。		(各委員の評定理由)		<ul style="list-style-type: none"> <li>公募による選考を適切に実施し、昇任、昇格等の人事管理を評価基準に基づき、公平、適正に行っている。</li> <li>平成20年度の数値目標は達成しているが、中期計画の目標達成に向けさらなる努力が求められる。</li> <li>節減は望ましいが、研究員の待遇が十分ではない。</li> <li>計画に従って実施されている。</li> </ul>	
自己評定	A																								
(理由及び特記事項)																									
資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考を適切に実施するとともに、昇任、昇格等の人事管理については、評価基準に基づく公平かつ適正な評価を行い、その結果を人事管理に反映させている。																									
当年度末の常勤職員数の実績 117人																									
実績:○																									
資質の高い人材を採用するため、公募情報を広く周知し若手任期付き研究員の採用を実施した。(業務実績ア参照)																									
評定	B																								
(委員会としての評定理由)																									
新規研究員の採用、研究職員の昇任、昇格、さらに人件費総額の節減、給与水準など、概ね中期計画にそった実績と言える。																									
(各委員の評定理由)																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>公募による選考を適切に実施し、昇任、昇格等の人事管理を評価基準に基づき、公平、適正に行っている。</li> <li>平成20年度の数値目標は達成しているが、中期計画の目標達成に向けさらなる努力が求められる。</li> <li>節減は望ましいが、研究員の待遇が十分ではない。</li> <li>計画に従って実施されている。</li> </ul>																									
[数値目標]																									
・ 当年度末の常勤職員数の見込み 118人																									
[評価の視点]																									
・ 人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定され、実施されているか。																									

- ・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになっており、合理的なものであるか。

実績:○

人件費の実績額は、当所見込み額及び前年度実績額を下回った。

	見込み額	実績額	差異
人件費総額(百万円)	1,054	1,032	22

- ・新規研究員の採用、研究職員の昇任、昇格、昇給、さらに人件費総額の節減、給与水準など、人事に関する計画と実行は、ほぼ中期計画通りに推移している。

- ・人事に関する計画は適切に実施され中期目標を達成している。とくに、学位取得後の若手研究者と女性研究者が多く採用され、即戦力としての活躍や将来の研究員の確保が期待できるので A 評価とする。

(その他の意見)

- ・研究員の公募方法を工夫して応募者増に努めていただきたい。
- ・研究所の実績、社会貢献を考えるともっと多数の応募者数があつてしかるべき。求人の時期等の工夫が望まれる。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(24)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績																																								
	<p>2 施設・設備に関する計画 労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るために、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設整備の内容</th><th>予定額 (単位: 百万円)</th><th>財源</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修</td><td>1,920</td><td>施設整備費 補助金</td></tr> </tbody> </table>	施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源	屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備費 補助金	<p>2 施設・設備に関する計画 研究所の施設のうち、経年劣化の著しい統合生産システム安全性検証施設、低温度室について平成20年度中に改修工事を実施する。また、老朽化の進んだ研究棟について耐震改修を実施する。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設整備の内容</th><th>措置年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上防水改修</td><td>H18措置済み</td></tr> <tr> <td>電気設備改修</td><td>H18措置済み</td></tr> <tr> <td>静電気特性測定用恒温恒湿施設改修</td><td>H19措置済み</td></tr> <tr> <td>配管等爆発実験施設改修</td><td>H18、19措置済み</td></tr> <tr> <td>超高サイクル疲労強度の解析施設改修</td><td>H19措置済み</td></tr> <tr> <td>統合生産システム安全性検証施設改修</td><td>H20着手予定</td></tr> <tr> <td>施工シミュレーション施設改修</td><td>H18措置済み</td></tr> <tr> <td>非常電源装置改修</td><td>H18措置済み</td></tr> <tr> <td>電子顕微鏡室改修</td><td>H19措置済み</td></tr> <tr> <td>RI実験室改修</td><td>H19措置済み</td></tr> <tr> <td>空調設備改修</td><td>H20着手予定</td></tr> <tr> <td>低温実験室改修</td><td>H19措置済み</td></tr> <tr> <td>人工環境室改修</td><td></td></tr> <tr> <td>渡り廊下改修</td><td></td></tr> <tr> <td>外壁防水塗装</td><td></td></tr> <tr> <td>耐震改修</td><td>H20設計着手予定</td></tr> </tbody> </table>	施設整備の内容	措置年度	屋上防水改修	H18措置済み	電気設備改修	H18措置済み	静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19措置済み	配管等爆発実験施設改修	H18、19措置済み	超高サイクル疲労強度の解析施設改修	H19措置済み	統合生産システム安全性検証施設改修	H20着手予定	施工シミュレーション施設改修	H18措置済み	非常電源装置改修	H18措置済み	電子顕微鏡室改修	H19措置済み	RI実験室改修	H19措置済み	空調設備改修	H20着手予定	低温実験室改修	H19措置済み	人工環境室改修		渡り廊下改修		外壁防水塗装		耐震改修	H20設計着手予定	<p>2 施設・設備に関する計画 ・ 平成20年度計画どおり、経年劣化の著しい統合生産システム安全性検証施設及び低温実験室について当年度中に改修工事を実施するとともに、登戸地区の研究本館の耐震改修工事に係る設計を実施した。</p>
施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源																																									
屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備費 補助金																																									
施設整備の内容	措置年度																																										
屋上防水改修	H18措置済み																																										
電気設備改修	H18措置済み																																										
静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19措置済み																																										
配管等爆発実験施設改修	H18、19措置済み																																										
超高サイクル疲労強度の解析施設改修	H19措置済み																																										
統合生産システム安全性検証施設改修	H20着手予定																																										
施工シミュレーション施設改修	H18措置済み																																										
非常電源装置改修	H18措置済み																																										
電子顕微鏡室改修	H19措置済み																																										
RI実験室改修	H19措置済み																																										
空調設備改修	H20着手予定																																										
低温実験室改修	H19措置済み																																										
人工環境室改修																																											
渡り廊下改修																																											
外壁防水塗装																																											
耐震改修	H20設計着手予定																																										
評価の視点等	【評価項目24 施設・設備に関する計画】	<p>自己評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) 施設・設備の改修を平成20年度計画どおり実施した。施設費の年度当初見込額251百万円に対し、実績額は235百万円となり、16百万円ほど節減できた。</p> <p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点] ・ 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。</p> <p>実績:○ 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めた。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>(委員会としての評定理由) 施設・設備の改修は計画通りに実施されており、概ね中期計画にそった実績と言える。</p> <p>(各委員の評定理由)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の改修を計画通りに実施し、施設費を節減した。</li> <li>・必要な改修が計画通り実施されているようである。</li> <li>・施設・設備の更新、整備は計画的に実施されている。</li> <li>・計画通り実施されている。</li> <li>・節約等を含め努力が認められる。</li> <li>・中期計画に沿って施設の整備が計画的にすすんでいることが認められる。研究活動のインフラ整備は順調であると評価できる。</li> <li>・中期計画に基づいて、適切に施設・設備の補充改善を実施しているのでB評価とする。</li> </ul> </p>																																								

(その他の意見)

・研究所の安全、衛生に問題が生じたのでは笑い話にもならないので十分対応して欲しい。